

平成29年第4回大崎地域広域行政事務組合議会（定例会）目次

◎ 第1日（10月24日開会）

会議日時	1
議事日程	1
本日の会議に付した事件	1
出席議員	1
欠席議員	2
説明員	2
議会事務局出席職員	2
開会	3
開議	3
会議録署名議員の指名	3
会期の決定	3
休憩・再開	3
行政報告	3
（伊藤管理者）	4
報告第2号から報告第4号までの3カ件一括	
報告（伊藤管理者）	9
議案第19号	
提案理由の説明（伊藤管理者）	11
質疑	12
木村和彦君	12
（答弁）山中事務局長兼総務課長	12
木村和彦君	12
（答弁）山中事務局長兼総務課長	12
木村和彦君	12
（答弁）柴岡業務課長	12
木村和彦君	13
（答弁）柴岡業務課長	13
木村和彦君	14
（答弁）柴岡業務課長	14
鎌内つぎ子君	15
（答弁）山中事務局長兼総務課長	15
鎌内つぎ子君	15

(答弁) 山中事務局長兼総務課長	1 5
鎌内つぎ子君	1 5
(答弁) 山中事務局長兼総務課長	1 5
鎌内つぎ子君	1 5
(答弁) 柴岡業務課長	1 6
鎌内つぎ子君	1 6
(答弁) 柴岡業務課長	1 6
鎌内つぎ子君	1 6
(答弁) 渡辺予防課長	1 6
鎌内つぎ子君	1 7
(答弁) 渡辺予防課長	1 7
鎌内つぎ子君	1 7
(答弁) 渡辺予防課長	1 7
鎌内つぎ子君	1 7
(答弁) 早坂消防次長	1 7
鎌内つぎ子君	1 7
(答弁) 早坂消防次長	1 8
休憩・再開	1 8
表決	1 8
議案第20号	
提案理由の説明(伊藤管理者)	1 9
補足説明(遠藤会計管理者)	1 9
審査意見の報告(柴原監査委員)	2 2
質疑	2 4
木村和彦君	2 4
(答弁) 柴岡業務課長	2 4
木村和彦君	2 4
(答弁) 柴岡業務課長	2 5
木村和彦君	2 5
(答弁) 柴岡業務課長	2 6
木村和彦君	2 6
(答弁) 横田施設管理課長	2 6
木村和彦君	2 6
(答弁) 横田施設管理課長	2 7
木村和彦君	2 7

(答弁) 横田施設管理課長	2 7
木村和彦君	2 7
(答弁) 横田施設管理課長	2 7
木村和彦君	2 7
(答弁) 柴原監査委員	2 8
木村和彦君	2 8
(答弁) 村上施設整備課長	2 9
木村和彦君	2 9
(答弁) 大場副管理者	3 0
木村和彦君	3 1
鎌内つぎ子君	3 1
(答弁) 渡辺予防課長	3 1
鎌内つぎ子君	3 2
(答弁) 渡辺予防課長	3 2
鎌内つぎ子君	3 2
(答弁) 渡辺予防課長	3 2
鎌内つぎ子君	3 2
(答弁) 大石消防課長	3 2
鎌内つぎ子君	3 3
(答弁) 櫻井管理課長	3 3
鎌内つぎ子君	3 3
(答弁) 櫻井管理課長	3 3
鎌内つぎ子君	3 3
(答弁) 櫻井管理課長	3 3
鎌内つぎ子君	3 4
(答弁) 櫻井管理課長	3 4
鎌内つぎ子君	3 4
(答弁) 大石消防課長	3 4
鎌内つぎ子君	3 4
(答弁) 大石消防課長	3 4
鎌内つぎ子君	3 5
(答弁) 大石消防課長	3 5
鎌内つぎ子君	3 5
(答弁) 大石消防課長	3 5
鎌内つぎ子君	3 5

(答弁) 大石消防課長	3 5
表決	3 6
一般質問	
鎌内つぎ子君	3 6
(答弁) 伊藤管理者	3 7
(答弁) 青沼教育長	4 0
鎌内つぎ子君	4 0
(答弁) 大場副管理者	4 0
鎌内つぎ子君	4 1
(答弁) 大場副管理者	4 1
鎌内つぎ子君	4 2
(答弁) 大場副管理者	4 2
鎌内つぎ子君	4 3
(答弁) 大場副管理者	4 3
鎌内つぎ子君	4 3
(答弁) 大場副管理者	4 3
鎌内つぎ子君	4 4
(答弁) 大場副管理者	4 4
鎌内つぎ子君	4 4
(答弁) 大場副管理者	4 4
鎌内つぎ子君	4 5
(答弁) 高橋教育次長兼総務課長	4 5
鎌内つぎ子君	4 5
(答弁) 高橋教育次長兼総務課長	4 5
鎌内つぎ子君	4 5
(答弁) 高橋教育次長兼総務課長	4 6
鎌内つぎ子君	4 6
(答弁) 櫻井管理課長	4 6
鎌内つぎ子君	4 6
(答弁) 櫻井管理課長	4 6
鎌内つぎ子君	4 7
(答弁) 櫻井管理課長	4 7
鎌内つぎ子君	4 7
(答弁) 大石消防課長	4 7
八木吉夫君	4 8

(答弁) 伊藤管理者	4 9
八木吉夫君	5 0
(答弁) 大場副管理者	5 1
八木吉夫君	5 1
関 武徳君	5 2
(答弁) 伊藤管理者	5 2
(答弁) 青沼教育長	5 3
関 武徳君	5 4
(答弁) 高橋教育次長兼総務課長	5 4
関 武徳君	5 5
(答弁) 佐々木ほなみ園長	5 5
関 武徳君	5 6
閉会	5 6

平成29年第4回大崎地域広域行政事務組合議会（定例会）議事日程（第1号）

1 会議日時

平成29年10月24日（火）

午前10時00分開会～午後3時37分閉会

2 議事日程

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 行政報告
- 第4

第4	┌	報告第 2号	専決処分の報告について
		報告第 3号	専決処分の報告について
		報告第 4号	専決処分の報告について
- 第5 議案第19号 平成29年度大崎地域広域行政事務組合一般会計補正予算（第1号）
- 第6 議案第20号 平成28年度大崎地域広域行政事務組合一般会計歳入歳出決算認定について
- 第7 一般質問

3 本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 行政報告
- 日程第4

日程第4	┌	報告第 2号	専決処分の報告について
		報告第 3号	専決処分の報告について
		報告第 4号	専決処分の報告について
- 日程第5 議案第19号 平成29年度大崎地域広域行政事務組合一般会計補正予算（第1号）
- 日程第6 議案第20号 平成28年度大崎地域広域行政事務組合一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第7 一般質問

4 出席議員（14名）

- | | | | |
|-----|-----------|-----|-----------|
| 1番 | 門 間 忠 君 | 2番 | 八 木 吉 夫 君 |
| 3番 | 鎌 内 つぎ子 君 | 4番 | 木 村 和 彦 君 |
| 5番 | 関 武 徳 君 | 7番 | 今 野 公 勇 君 |
| 8番 | 早 坂 伊佐雄 君 | 9番 | 佐 藤 善 一 君 |
| 10番 | 米 木 正 二 君 | 11番 | 遠 藤 稔 雄 君 |

12番 門田善則君

14番 藤田洋一君

13番 吉田真悦君

15番 山岸三男君

5 欠席議員 (1名)

6番 佐藤貞善君

6 説明員

管理者 伊藤康志君

副管理者 早坂利悦君

副管理者 相澤清一君

会計管理者 遠藤睦夫君

事務局長兼
総務課長 山中政裕君

施設整備課長 村上文彦君

施設管理課長 横田宏幸君

消防本部長
消防次長 早坂久寿君

消防本部長
消防予防課長 渡辺裕君

消防本部長
消防課長 大石誠君

鳴子消防署長 黒沼真二君

遠田消防署長 上野清彦君

教育長 青沼拓夫君

副管理者 猪股洋文君

副管理者 大橋信夫君

副管理者 大場敬嗣君

会計課長 安倍潔君

ほなみ園長 佐々木孝君

業務課長 柴岡雄司君

消防本部長
消防本部長 大久保記一朗君

消防本部長
管理課長 櫻井俊文君

消防本部長
危機対策課長 小山年秋君

古川消防署長 斎藤強君

加美消防署長 田村雄一郎君

監査委員 柴原一雄君

教育次長兼
総務課長 高橋幸志君

7 議会事務局出席職員

事務局長 玉澤永吉君

主査 米澤美紀子君

総務課長
総務企画係長 高橋正樹君

次長兼
議事係長 柳川敦君

総務課長補佐 川鍋正敏君

会 議 の 経 過

開 会

午前10時00分

○議長（門間 忠君） 出席議員定足数に達しておりますので、平成29年第4回大崎地域広域行政事務組合議会定例会は成立いたしました。

よって、開会いたします。

開 議

○議長（門間 忠君） これから会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付いたしております議事日程第1号をもって進めてまいります。

「日程第1 会議録署名議員の指名」

○議長（門間 忠君） 日程第1 本日の会議録署名議員を指名いたします。7番今野公勇議員、9番佐藤善一議員のお二人にお願いいたします。

本日の欠席通告者は6番佐藤貞善議員でありますので御報告をいたします。

地方自治法第121条の規定によりお手元に配付のとおり説明員の出席通知がありましたので、御報告いたします。

「日程第2 会期の決定」

○議長（門間 忠君） 日程第2 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日1日間といたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（門間 忠君） 御異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日間と決定いたしました。

暫時休憩をいたします。

午前10時01分 休憩

午前11時05分 再開

○議長（門間 忠君） 大崎地域広域行政事務組合議会定例会を再開をいたします。

「日程第3 行政報告」

○議長（門間 忠君） 日程第3 行政報告。

本件に関し、管理者の報告を求めます。

伊藤管理者。

○管理者（伊藤康志君） おはようございます。

全員協議会も御苦労さまでございました。

平成29年第4回の大崎地域広域行政事務組合の定例議会に当たりまして、行政報告を申し上げますが、その前に一言付言させていただきます。議長からも御紹介がありましたが、台風の直撃を心配をいたしておりましたが、その備えもいたしていたところでありましたが、大きな被害に至らず安堵いたしてきょうの定例議会が開催できますことに安堵いたしているところでございます。

また、衆議院の総選挙に当たりまして、議員の皆様方におかれましてそれぞれの選挙対応もお疲れさまでございました。心から敬意を表させていただきます。それぞれ代表と御当選なられました方々には当組合の課題解決や当地方の課題のために全力を尽くしていただきますように御期待も申し上げたいと思います。

実りの秋と同時に文化の秋でございますが、お喜びごとでございますが、宮城県の文化の秋を象徴する文化の日、県の表彰式が既に準備をされているようでありますが、本議会にかかわる方々もこの宮城県の文化の日の県自治功労者表彰に浴されているということでございますので、御紹介申し上げさせていただきます。大崎市議会から御選出の鎌内つぎ子議員でございます。また、加美町の佐藤善一議員さんもおめでとうございました。美里町からの吉田眞悦議長さん、当議会の副議長でもございますが、おめでとうございました。お三人の方は長年の自治功労として県の文化の日表彰の栄に浴されますこと、心からお喜びを申し上げ、ますますの御活躍を御祈念を申し上げたいと思います。

それでは、行政報告を申し上げます。

本日、ここに平成29年度第4回大崎地域広域行政事務組合定例会が開催され、平成29年度一般会計補正予算を初めとする提出議案を御審議いただくに当たり、概要を申し述べ、議員皆様並びに圏域の皆様の御理解と御協力をお願い申し上げます。

日本経済は、平成24年度末から景気拡張局面が続いているとされておりますが、依然として実感なき景気回復状態となっております。経済財政白書では、消費が伸びない状況や社会保障の負担がふえている点などが否めない状況にあることが述べられております。

雇用情勢についても、有効求人倍率はことし3月から連続して上昇を続けており、正規・非正規雇用ともに増加しておりますが、非正規雇用の低賃金業種で移動が激しい状況があり、企業の人材確保にも人手不足としてあらわれております。地方経済にあっても同様であり、実感ある景気回復を期待しているものであります。

経済活動や日常生活に影響を及ぼす天候ですが、梅雨時期においては全国的に集中豪雨など極端な天候が続く、特に九州では大きな被害となり、東日本、特に東北地方では7月下旬以降、日照不足や長雨など夏場の天候不順により、農作物を初め夏場の経済活動に大きな影響がありました。さらに、日本列島を縦断した台風第18号は、9月18日に宮城県に最接近し、大き

な被害はなかったものの、収穫時期の農作物に影響を与えました。また、昨日の超大型台風第21号も日本列島周辺を横断し、大きな被害はなかったものの、各地で冠水被害等がございました。被害に当たられました方々にお見舞いを申し上げたいと思っております。

このような情勢下、組合におきましては広域市町村圏計画に基づく大規模事業が具体的に動き出しました。6月30日には、大崎地域の消防防災拠点として整備を進めております大崎広域消防本部・古川消防署建設工事が着工し、(仮称)大崎広域新リサイクルセンター建設工事にしましては、実施設計協議がほぼ完了し、来る10月30日には安全祈願祭を挙行し、本格着工となる運びとなっております。自然災害が頻発している中であって、いずれの事業も圏域の皆様が安全かつ安心して日常生活が営めるよう組合の役割として担うべき重要な事業であります。

また、東日本大震災から6年半が経過し、復旧・復興については精力的な努力により着々と進んでおりますが、農林業系廃棄物の処理が被災地域の共通の課題となっております。現在、圏域単位での処理とする宮城県の方針を受け、構成市町において焼却やすき込みなどの処理について住民説明会を実施しており、組合としても構成市町の状況を踏まえ、試験焼却を実施する場合の対応への準備を行っているところであります。

このような諸情勢を踏まえ、当組合として日々の防災対策訓練や日常生活に欠くことができない施設の維持管理を強化し、圏域住民の安心・安全を確保してまいり所存でございます。

以下、概要について申し上げます。

広域市町村圏計画の見直しについて申し上げます。

「広域市町村圏計画」については、平成26年度に策定を行ったところでありますが、本年6月に着工した消防本部・古川消防署建設工事を初め、(仮称)大崎広域新リサイクルセンター建設工事の契約締結による事業費確定、予定されている大規模事業の整備事業費及び運営経費の精査などにより見直し作業を進めております。見直しは、実施計画と財政計画を平成29年度中に行い、平成30年度以降の組合予算及び構成市町の負担金額に反映し、可能な限り財政負担の平準化を図ってまいります。

平成29年度広域行政研修会の実施について申し上げます。

毎年度、著名な講師を迎え、広域行政研修会を実施しておりますが、本年度も公益財団法人宮城県市町村振興協会の講師派遣事業の助成決定を受け、来る11月24日に医師・医療ジャーナリストの富家孝氏をお迎えし、広域行政研修会を開催する予定であります。

また、大崎圏域の振興発展のため、広域行政課題の共通理解を図るとともに、各種研修事業を通じて議員相互の親睦を深め議員活動の活性化に資することを目的に毎年度開催されてきました「大崎地域市町議会議員交流会議」も同日に開催することで準備を進めております。

環境衛生について申し上げます。

ごみ処理事業については、本年度4月から9月までの可燃ごみ・不燃ごみ及び粗大ごみ搬入量は、3万6,435トンで前年度同期と比較して304トン、約0.8%の増加となっております。

ります。

可燃性資源物及び不燃性資源物の売り払い量については、1,836トンで前年度同期と比較して193トン、約9.5%の減少となっております。

ごみ減量化に向けた取り組みについては、ごみ減量化検討委員会からの提言をもとに、可燃ごみの減量化について、平成28年4月から雑がみの分別回収モデル地区として色麻町全域と加美町の一部である6行政区で行い、本年4月からは加美町中新田地区全域で雑がみの分別回収を始めております。

あわせて、昨年同様、「3切運動」として、食材の使い切り・食べ切り・生ごみの水切りも継続して行っており、今後も構成市町と啓蒙活動の強化を図り、ごみ減量化を推進してまいります。

また、不燃ごみの減量化及びリサイクルの推進については、小型家電回収を平成28年7月より大崎圏域内の協力店と構成市町の庁舎及び総合支所など28カ所からスタートし、現在、31カ所に拡大して行っております。本年度4月から9月までの回収実績は6,967キログラムであり、なお、回収された小型家電は、1市4町の実績として東京オリンピックのメダルプロジェクトに参加しております。

次に、し尿処理事業についてですが、本年度4月から9月までの生し尿の投入量は4万3,516キロリットルで前年度同期と比較して約227キロリットル、約0.6%の減少となっております。浄化槽及び農業集落排水処理施設からの汚泥投入量は、2万4,208キロリットルで前年度同期と比較して12キロリットル、約0.1%の増加となっております。

ごみ・し尿の環境衛生施設については、圏域住民の生活に必要な施設でありますことから、今後とも適切な管理運営に努めてまいります。

施設整備について申し上げます。

西地区熱回収施設等整備事業は、(仮称)大崎広域新リサイクルセンター建設工事については、性能発注による設計施工一括発注方式により契約を締結し、これまで受注者と実施設計協議を重ね、10月30日から建設工事に着手する運びとなっております。

一方、熱回収施設については、西地区熱回収施設整備・運営に係るアドバイザー業務に係る契約手続を進めております。

また、5月2日に大崎広域西地区熱回収施設整備等周辺環境整備推進協議会より西地区熱回収施設整備等ごみ処理施設周辺地域振興ビジョンとして提言がなされましたので、施設と周辺地域との共存を目指した施設整備を進めているところであります。

次に、斎場整備事業について申し上げます。

新斎場建設候補地選定業務に基づいて、4候補地周辺住民への説明会や旧町単位行政区長会へ事業説明を開催し、御理解を得られるよう進めているところでありますが、3候補地については合意形成には至っておりません。また、1候補地については現施設周辺を候補地とすることで地域全体の意思として再度の建設要望を受けておりますことから、引き続き地域の皆様へ

の丁寧な説明を行い御理解が得られるよう進めてまいります。

消防行政について申し上げます。

災害の発生状況等について申し上げます。

火災件数は、本年1月から9月末日まで54件となり、昨年同期と比較して7件減少しております。火災による死者は、9月末日で3名であり、昨年同期と比較して1名減少となっている状況であります。これから火災が起こりやすい時期を迎えますことから、圏域住民の安心・安全のため、引き続き消防団、婦人防火クラブ、自主防災組織の方々と連携を深めながら、火災発生件数の抑制に努めてまいります。

救急出動件数については、本年1月から9月末日まで7,066件となり、昨年同期と比較して101件増加しております。要因の一つとしては、交通事故による増加が挙げられます。

また、昨年10月28日から始まった宮城県ドクターヘリの運用に際しましては、9月末日まで29件要請しており、早い治療開始による救命率の向上と後遺症の軽減が図られております。今後も、ドクターヘリの有効活用を含め、円滑な救急業務に努めてまいります。

消防施設整備事業について申し上げます。

大崎広域消防本部・古川消防署建設工事については、去る6月30日には安全祈願祭をとり行い、約21カ月間の工事の安全を願ったところであります。

工事の進捗状況といたしましては、基礎の杭打ちが全て完了し、現在は、庁舎棟の免震構造部を施工中であり、今年度末には予定どおり庁舎棟の1階躯体まで完成する見込みであります。

また、土壌認定調査については、予定どおり8月31日に業務が完了し、健全土と汚染土を全て区分することができ、工期等にも影響なく工事を進めることができるものでございます。

今後も、周辺的生活環境に十分配慮しながら、事故のないよう安全管理を徹底するとともに、平成31年4月の供用開始に向けて適切な進捗管理のもと事業を進めてまいります。

また、指令センター実施設計業務については、ビーム計画設計株式会社仙台事務所に業務委託し、本年12月15日の完成に向けて詳細検討を進めております。来年度から工事に着手する予定であります。新庁舎同様、平成31年度の供用開始に向け、事業を進めてまいります。

車両整備について申し上げます。

古川消防署志田分署に更新配備する水槽付き消防ポンプ自動車については、交通事故現場で有効な救助器具も装備しており、既に5月30日に契約を締結し、来年3月に納車される予定であります。

また、緊急消防援助隊設備整備費補助金を活用して、鳴子消防署に配備する高規格救急自動車については、6月4日に契約を締結し、12月に納車される予定であり、来年4月1日付で緊急消防援助隊に登録することにしております。

予防業務について申し上げます。

近年発生したホテル火災やグループホーム火災を受けて制度化された「違反対象物の公表制度」について、平成30年4月の運用開始に向け、火災予防条例等を改正するとともに、重点

査察等を実施し、不備事項が認められた施設に対して、早急な改善指導を行い、防火管理の徹底を図っているところであります。

また、平成29年度南東北インターハイの開催に伴い、競技施設及び宿泊施設に対して特別査察を実施し、防火安全性の確保に努めてまいりました。

今後も、社会情勢や法令改正の動向を的確に捉え、積極的に防火安全対策を推進してまいります。

消防の広域応援について申し上げます。

去る5月8日に栗原市消防本部管内で発生した火災は、強風にあおられ約2キロメートル飛び火し、焼損棟数は20数棟に及んだ大規模な火災となり、当消防本部からは県内広域消防応援基本計画に基づく隣接応援により、消防隊3隊9名が出動し、火災防衛活動に従事したところであります。

このような強風時における火災におきましては、地元消防団と一体となった活動が不可欠であることから、今後も、圏域住民に安心・安全を提供するため、消防団とのさらなる連携強化を図ってまいります。

大崎生涯学習センター事業について申し上げます。

大崎生涯学習センターにおきましては、ことし3月末にプラネタリウム機器大規模改造工事が竣工し、4月29日にリニューアルオープンいたしました。新しいプラネタリウムは、「1億個の星々と全天周パノラマ映像が織りなす絶景プラネタリウム」であり、四季折々の星空や大崎各地の美しい風景、迫力ある宇宙映像を来館者の皆様に楽しんでいただいております。リニューアルオープンから9月末までの入館者数は、一般投影・学習投影、合わせて1万4,438人となっており、昨年同期と比較いたしまして約1.3倍で推移しております。

今後もプラネタリウム番組投影を初め、「星をみる会」、「熟睡プラネタリウム」など、宇宙や星空に対する興味関心を高めるプラネタリウム事業を推進してまいります。

振興事業では、4月29日に「こどもパレットタウン」を開催し、小学生から高校生までの92名を含む総勢205名のボランティアが企画・運営を行い、来館者に楽しいひとときを提供しました。8月20日には、「パレット夏まつり」としてプラネタリウム夜間特別投影や映画会、お化け屋敷、ミニ縁日などを行い、多数の来館者とボランティアの協力のもと大盛況のうちに開催いたしました。11月12日には、実行委員が主体となった「パレット人形劇フェスティバル」を開催予定で、影絵劇団かかし座の公演や地域のアマチュア劇団による人形劇・影絵劇の上演、影絵体験など充実した内容を企画しております。

視聴覚情報事業では、学校や各種社会教育団体向けの視聴覚教材・機材の貸出事業を初め、管内小・中学校と連携しての「美しい日本語講座」、「パソコン講座」や「プレゼンテーション講座」等を実施し、地域に貢献する人材育成を図りながら、学校教育及び社会教育の振興に寄与しております。

今後も、「夢づくり」、「人づくり」、「地域づくり」の3つを基本方針に掲げ、圏域住民が主

体となった各種生涯学習事業を展開するとともに、生涯学習機会の総合的な提供を推進し、世代や地域の垣根を越えた交流と学び合いを促進してまいります。

ほなみ園事業について申し上げます。

障害児を取り巻く環境は日々変化しており、障害のある子供が身近な地域で適切な支援が受けられるよう支援体制を充実させるだけでなく、障害のある子供を育てる家族を支援することが重要となっております。本年7月、厚生労働省から「児童発達支援ガイドライン」が公表され、児童発達支援が提供すべき支援の一定の質を担保するための全国共通の枠組みが示されました。福祉型児童発達支援センターとして5年目を迎えたほなみ園といたしましては、これまで以上に提供するサービスの内容や質の向上に努めてまいります。

また、平成30年4月に施行される障害者総合支援法及び児童福祉法の一部改正により、障害児支援のニーズに対して、よりきめ細やかな対応をしていかなければならないことから、法改正の内容を踏まえ、構成市町と当組合の福祉担当者による「大崎地方1市4町福祉担当者会議」を随時開催し、調査・研究等を含め障害児の支援体制の構築を図っております。

園児数については、定員30名に対し4月当初在園児16名と新入園児7名を加えた23名でスタートしましたが、途中1名が退園、6名が入園、現在事務手続中を含め、11月1日には29名の在籍となる予定であります。

ほなみ園の将来的な職員配置などを考慮し、平成27年度より年次計画に沿って進めてまいりました資格取得に係る研修については、本年度も児童発達支援管理責任者1名、障害者相談支援従事者1名の受講を予定しております。今後とも、資格取得に係る研修はもとより、資質向上に向けた研修の受講についても積極的に進めてまいります。

以上、主な事項について申し上げますでしたが、本会議に提案する補正予算等の議案に関する説明は別途申し上げることとし、行政報告といたします。

「日程第4 報告第2号から報告第4号までの3カ件一括」

○議長（門間 忠君） 日程第4 報告第2号から同第4号までの3カ件を、一括して管理者から報告を求めます。

伊藤管理者。

○管理者（伊藤康志君） 報告第2号から報告第4号までの交通事故にかかわる和解及び損害賠償に関する専決処分について御報告申し上げます。

報告第2号交通事故にかかわる和解及び損害賠償に関する専決処分について御報告申し上げます。

議案書の1ページをごらん願います。

事故の概要は、平成29年6月15日午後4時40分ごろ、大崎市古川北町三丁目2番20号、大崎地域広域行政事務組合庁舎裏駐車場において、当組合職員が運転する公用車を後進で駐車しようとしたところ、駐車していた相手方車両運転席側前方バンパーに衝突し、破損させ

たものであります。

事故の原因は、公用車を運転する組合職員の安全確認不足であり、組合の過失割合を100%とし、相手方に損害賠償額12万1,927円を支払うことで合意いただきました。

本件につきましては、地方自治法第180条第1項の規定による管理者の専決事項の指定に基づき平成29年6月28日専決処分いたしましたので、同条第2項の規定により御報告申し上げます。

次に、報告第3号交通事故にかかわる和解及び損害賠償に関する専決処分について御報告申し上げます。

報告書の2ページをごらん願います。

事故の概要は、平成29年4月26日午前10時50分ごろ、遠田救急1号車が午前9時3分の出勤指令により涌谷町国民健康保険病院から東松島の病院へ患者を転院搬送し、遠田消防署へ帰る途中、遠田郡涌谷町下道地内、国道108号線において、当組合職員が運転する救急自動車が、赤信号で停車していた相手方車両に後方より追突し、頸部及び腰部を負傷させたものであります。

事故の原因は、救急自動車を運転する組合職員の前方不注意であり、組合の過失割合を100%とし、相手方に損害賠償額22万8,924円を支払うことで合意をいただきました。

本件につきましては、地方自治法第180条第1項の規定による管理者の専決事項の指定に基づき平成29年9月13日専決処分いたしましたので、同条第2項の規定により御報告申し上げます。

次に、報告第4号交通事故にかかわる和解及び損害賠償に関する専決処分について御報告申し上げます。

議案書の3ページをごらん願います。

事故の概要は、報告第3号と同一の交通事故で、当組合職員が運転する救急自動車が走行中、赤信号で停車していた相手方車両に後方より追突し、相手方車両後部バンパー等を破損させたものであります。

事故の原因は、救急自動車を運転する組合職員の前方不注意であり、組合の過失割合を100%とし、相手方に損害賠償額40万734円を支払うことで合意をいただきました。

本件につきましては、地方自治法第180条第1項の規定による管理者の専決事項の指定に基づき平成29年9月13日専決処分いたしましたので、同条第2項の規定により御報告申し上げます。

以上でございます。

「日程第5 議案第19号 平成29年度大崎地域広域行政事務組合一般会計補正予算
(第1号)」

○議長（門間 忠君） 日程第5 議案第19号平成29年度大崎地域広域行政事務組合一般会計

補正予算（第1号）を議題といたします。

管理者から提案理由の説明を求めます。

伊藤管理者。

○管理者（伊藤康志君） 議案第19号平成29年度大崎地域広域行政事務組合一般会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

お手元の議案書の4ページをお開き願います。

第1条は歳入歳出予算の補正で、歳入歳出ともに2,531万6,000円を追加し、予算総額を95億7,091万円に定めるものであります。

歳入歳出予算の補正は、5ページの第1表に掲載のとおりでございます。

次に、平成29年度補正予算に関する説明書について御説明いたします。

初めに、歳入補正予算の内容について御説明いたします。お手元の補正予算に関する説明書の3ページ、4ページをお開き願います。

1款1項負担金は、市町負担金で、普通交付税額の確定により衛生費負担金及び消防費負担金で89万4,000円の減額補正であります。

7款1項基金繰入金は、今回の補正財源として1,672万2,000円を財政調整基金から取り崩し、歳出に充てるものであります。

8款1項繰越金は、前年度繰越金であります。

9款2項雑入は、防災普及啓発推進事業助成金として60万円の補正計上であります。

次に、歳出の主な内容について御説明申し上げます。

各款項目の給料及び職員手当など職員人件費については、人事異動などに伴う調整でございますので、説明を省略させていただきます。

5ページ、6ページをお開き願います。

2款1項総務管理費は、一般管理費で公共施設等総合管理計画策定業務委託料として398万6,000円の補正計上であります。

2款3項監査委員費は、職員人件費として103万円の増額補正であります。

4款1項衛生管理費は、一般管理費で職員人件費として480万円の増額補正であります。

4款2項保健衛生費は、古川斎場の男女トイレの改修工事費として205万2,000円の補正計上であります。

4款3項清掃費は、ごみ処理施設管理運営費で中央クリーンセンターの非常勤職員の増員に伴い、共済費及び賃金で214万8,000円の増額補正であります。

5款1項消防費は、地域防災組織育成のため、コミュニティー助成事業助成金を活用し、防火防災訓練用煙体験ハウス及び煙発生装置購入費60万円の増額補正であります。

6款1項教育総務費は、事務局費で職員人件費として1,070万円の増額補正であります。

この結果、今回の補正額は、歳入歳出それぞれ2,531万6,000円を追加し、予算総額は95億7,091万円となりました。

以上、議案第19号について御説明申し上げましたが、何とぞ御審議の上御可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（門間 忠君） これから質疑に入ります。通告がありますので、順次発言を許します。
4番木村和彦議員。

○4番（木村和彦君） それでは、2点について質疑をさせていただきます。

まず、補正予算の歳入の1の1ですね。

今、管理者からも提案理由の説明がありましたけれども、地方交付税の確定によって883万円の減額補正になりました。この減額がされたということについての理由。それから、もう一つは、なぜこの時期になったのかということをお伺いします。

○議長（門間 忠君） 山中事務局長兼総務課長。

○事務局長兼総務課長（山中政裕君） ただいまの御質問にお答えをいたします。

歳入の市町負担金の減額についてですけれども、29年度地方交付税算入額の確定に伴いまして、組合規約の第17条第2項の規定に基づき8月に再算定を行った結果、減額となったものでございます。

負担金の調整の時期については、組合規約の17条2項に定める納期がございまして、納期が3期分が9月、4期分が12月分の納付で調整をいたすものでございます。

○議長（門間 忠君） 木村和彦議員。

○4番（木村和彦君） わかりました。減額についてはわかったんですが、なぜ一般交付税が減額になったのかということなんですが、これについては人口減という理解でいいんでしょうかね。そこだけはお伺いしておきます。

○議長（門間 忠君） 山中事務局長兼総務課長。

○事務局長兼総務課長（山中政裕君） その理由でございますけれども、一応この部分につきましては、地方債の償還にかかわる部分でございます。一つは、ごみ処理施設の管理運営の負担金、それから、し尿処理の施設管理、消防費ということで、内訳的に言えば、ごみ処理の分が76万1,000円、し尿処理が12万2,000円、消防費が1万1,000円の、それぞれ償還の部分の交付税の中での確定ということでございます。

以上でございます。

○議長（門間 忠君） 木村和彦議員。

○4番（木村和彦君） わかりました。ありがとうございます。

次に、歳出の分。保健衛生費、古川斎場工事費についてお伺いします。

この工事の内容については、男女のトイレの改修ということでありましたけれども、この工事、どのような工事をするのかということと、工事の時期についてお伺いします。

○議長（門間 忠君） 柴岡業務課長。

○業務課長（柴岡雄司君） ただいまの御質問にお答えいたします。

本工事は、古川斎場のトイレ改修工事になります。古川斎場には、男子・女子トイレに洋式

便座が各1基ありますが、洋式トイレブースは狭隘であるとともに汚水を流す水量が少なく、また構造上流れにくい配管構造で、たびたび閉塞している状況でした。このことから、利用者のニーズに合った洗浄式洋式便座に、女子2、男子1に改造するとともに、トイレブースを横設置から縦設置に改造するものです。本改修によって洋式トイレの数がふえ、高齢者を中心に利用しやすくなると見込まれます。これまでは、たびたび配管閉塞により御不便をおかけしておりましたが、この工事をすることによって、改善の見込みであります。

工事の期間等につきましては、平成30年2月末までに完了を目標に考えております。

○議長（門間 忠君） 木村和彦議員。

○4番（木村和彦君） そうですか。たしか、このトイレは以前にも改修をしたという記憶があるんですね。洋式だということで、いいんですけども、この改修は、トイレということだったんですけども、これ以外に改修するというか、そういうのはなかったのでしょうかね。トイレについては、たびたび使いづらいなということもあるんですが、焼却時にあそこに煙が上る、黒煙が発生するというので、たびたび、私も言っていたはずなんですけれども。それも含めて、そういう改修の問題点がなかったのかということが1点。

それから、これだけトイレをきちっと改修をするということについては、延命効果でしょうけれども、これは大体どのぐらいのスパンを大丈夫だと見込んでこれだけ手を入れるのかについて。

この2点をお伺いします。

○議長（門間 忠君） 柴岡業務課長。

○業務課長（柴岡雄司君） ただいまの御質問で、煙が上るといような御質問がございましたが、煙の原因といたしましては、まず、ひつぎに入っている副葬品に遺品として入っているプラスチック類、もしくは繊維製品、化繊類なんですけれども、それが火葬時に燃焼する際に発生することが想定されております。火葬時に発生する煙を抑える技術的な対応といたしましては、再燃焼炉で2次バーナーによる煙を抑える構造になっておりますが、古川斎場につきましては、旧式の火葬炉でありますことから、炉床面積の確保やこれ以上の改修は難しいところでございます。

斎場を利用する際には、「斎場利用の御案内」の中でひつぎに入れられない副葬品について記載しているところですが、再度、市町を通じて遺族の利用者の方々にお願いしてまいりますので、御理解をいただきますようお願い申し上げます。

また、もう一点。斎場のトイレの改修によってどのくらい延命化するのかということなんですけれども、トイレの改修につきましては、古川斎場のトイレは特殊なトイレでありまして、議員も地元の議員さんで御存じだとは思いますが、循環型トイレということになっておりまして、無放流というトイレになっております。そのために尿とか排泄物を循環して濾過して使用しているというような状況で、これまで、配管の閉塞、もしくはフラッシュバルブと言って水を流す部分、それがたびたび故障しております。それと尿石によって配管が閉塞しているとい

うことで、実は8月にもその部分、修繕しております。そういうふうな関係で、この状態ではなかなか対応できないということで今回の工事に至ったわけでございます。なおさら、洋式トイレの洗浄式便座にすることによりまして、循環型トイレに幾らかでも上水を入れることによって改善されるということで対策したものでございます。

何年もつかということなんですけれども、基本的に十分長期に耐えられるトイレの構造とさせていただいたこととございます。

以上でございます。

○議長（門間 忠君） 木村和彦議員。

○4番（木村和彦君） 後段に、この続きは後でしますけれども、確かに循環型でトイレをつくったときには、まさに画期的、環境に配慮して汚水を外に流さないということで、とても素晴らしいトイレで、恐らくつくったときは最先端だったはずなんです。ところが、それが残念ながらうまく水が循環しなくなったということなんですけれども。今の説明ですと、洗浄便座をつけることによって新たに水が足されるから、濃度的には薄くなるために延命化につながるんだろうという思いがするんですけども、いかんせん、この200万の金額では、私はどの程度改修できるのか、逆に疑問なんです。200万でできる。トイレ改修というのは普通の一般家庭でやっても50万、100万かかる、水回りはかかることなので、便座を3つ取りかえて200万ということは1基70万ぐらいですよ。しかも、縦を横につくるということですから、ほぼ全面改修ということで、予算足りないんじゃないかなと私は不安に思ったんです。ですから、この程度の改修は、それだったならば、とりあえずもてばいいのかなということで予算計上したのか。今、答弁のあったとおり、当分の間ということであれば、これでは、ごめんなさいね、ドアを開けたらドアが抜けたみたいな話になるのではないかと心配を覚えるんですが、その辺は安心して使えるトイレだというふうに言えるか、そこだけ確認しておきます。

○議長（門間 忠君） 柴岡業務課長。

○業務課長（柴岡雄司君） 今回のトイレにつきましては、改修につきましては、事前にまず配管洗浄、今年度の残予算でしております。なおさら、先ほど、循環型トイレということで濾過水を再使用しておりますので、その濾過水がちょっと汚水色が出てきているような状況です。これは活性炭の交換が、平成17年当時、組合に移管された当時は1回の交換でしたが、それが今3回までふやすということで対応しておりますが、なかなか対応し切れないと。それは火葬体数が、平成17年組合に移管されてから約200体ほどふえております。それだけ利用者が多くなっているということでございますので、活性炭をまず交換頻度を上げるというのは来年度予算で計上してまいります。

もう1点、今回のトイレ改修に合わせまして、活性炭を交換しただけでは対応し切れませんので、汚水の引き抜き量もあわせてふやすというようなことで対応してまいりたいと思っております。

何とぞ御理解いただきたいと思っております。

○議長（門間 忠君） 次に進みます。

3番鎌内つぎ子議員。

○3番（鎌内つぎ子君） 議案第19号平成29年度大崎地域広域行政組合一般会計補正予算について、私からも質疑をさせていただきます。

2款1項1目施設整備基本計画等策定業務委託料のまず内容についてお伺いいたします。

○議長（門間 忠君） 山中事務局長兼総務課長。

○事務局長兼総務課長（山中政裕君） お答えをいたします。

これは公共施設等の総合管理計画を策定するための策定業務委託料でございます。この公共施設の総合管理計画の策定につきましては、これまで一部事務組合は対象外となっていたものですけれども、29年3月、ことしでございますけれども、3月30日に総務省消防庁から、30日付で消防の事務を処理する一部事務組合においても策定するよう通知がなされたことから、今回、策定を行う内容でございます。

○議長（門間 忠君） 鎌内つぎ子議員。

○3番（鎌内つぎ子君） そうしますと、ここの消防本部も対象になると思うんですけれども、ここ、解体はいつごろと考えていらっしゃるのでしょうか。

○議長（門間 忠君） 山中事務局長兼総務課長。

○事務局長兼総務課長（山中政裕君） これにつきましては、現在、広域市町村圏計画の中でも位置づけありますけれども、新しい庁舎竣工後の平成31年度を予定をしているところでございます。

○議長（門間 忠君） 鎌内つぎ子議員。

○3番（鎌内つぎ子君） そうしますと、ここの跡地の利活用は、大崎市に返すということになるのでしょうか。

○議長（門間 忠君） 山中事務局長兼総務課長。

○事務局長兼総務課長（山中政裕君） ただいまの質問でございますけれども、これまでこの土地につきましては大崎市と取り交わした消防本部の敷地として使用するための普通財産の使用の貸借契約がございます。その11条の中で、貸付物件の返還に記載してありますけれども、原則として原状回復の上、返還するというようになっておりますけれども、組合としてはそういった考え方でございますけれども、なお大崎市と協議しながら、返還については協議をいたします。

○議長（門間 忠君） 鎌内つぎ子議員。

○3番（鎌内つぎ子君） わかりました。

次に、4款2項1目の古川斎場工事費の内容。トイレの改修ということはわかりましたけれども、工事は平成30年2月末完了ということでありましたけれども、期間としては、その期間、いつから始まってそこまで、その期間は少なくなるわけですから、改修工事やっている間。そこから辺はどうするのか。その間のトイレの利用する際の利用はどうするのか、まずお伺いし

たいと思います。

○議長（門間 忠君） 柴岡業務課長。

○業務課長（柴岡雄司君） 工事期間の対応なんですけれども、まずもって、身障者の対応のトイレをまず利用していただくというような方向で考えております。それとあわせて、火葬場の休炉日というのは、基本的に1月1日と2日だけになっております。それで友引を利用して、火葬のほうの計画を見ながらの工事となりますので、期間としては、少し長くとおかなくてはならないかなと思っております。場合によっては、はつり作業等がありますので、養生等も考えなくてはならないものですから、まず利用者に不便をかけないような形で進めたいと思っております。

○議長（門間 忠君） 鎌内つぎ子議員。

○3番（鎌内つぎ子君） わかりました。

先ほど、木村議員からもトイレ以外の改修はあるのかということでありましたけれども、あのトイレなんですけれども、やはりドアとかそういうものも本当は一緒に直してもらいたいなと思ってたんですけれども。ああいうの、ちょっと早く直したほうがいいと思うんですけれども。

それと、それから、トイレ以外の改修というのは、煙のことでは言ったんですけれども、それ以外の計画は考えられていらっしゃるのでしょうか。

○議長（門間 忠君） 柴岡業務課長。

○業務課長（柴岡雄司君） 今回のトイレ改修につきましては、トイレのブース、要は箱型の部分なんですけれども、トイレのドアももちろん直す予定になっております。それとあわせて、先ほど質問いただきました改修、臨時的な改修ということですが、いまもって定期的に1年に1回、炉の改修工事はしておりますが、場合によっては臨時補修もしております。まず、斎場の建設に用地が確定してから5年程度かかるということを想定しておりますので、そのように定期的な改修で対応しているというのが現状でございます。

○議長（門間 忠君） 鎌内つぎ子議員。

○3番（鎌内つぎ子君） わかりました。

次に進みます。

次、5款1項1目の常備消防管理経費の内容について、先ほど、煙体験ハウスとか、煙発生装置とか、そういうことで説明がありました。機材を買うんだよということでありましたけれども、どこに配置するのでしょうか。

○議長（門間 忠君） 渡辺予防課長。

○予防課長（渡辺 裕君） ただいまの御質問に対してお答えいたします。

今回購入いたします煙体験ハウス一式に関しましては、現在4消防署に配備してある煙体験装置一式のうち、古川消防署の分を更新する予定でございます。

以上でございます。

○議長（門間 忠君） 鎌内つぎ子議員。

○3番（鎌内つぎ子君） 要するに、4カ所に配置されているんですけども、その1カ所はもう使わないで、古川に配置するというものでありましたがけれども、全部の消防署には配置されていらっしゃるんですか。

○議長（門間 忠君） 渡辺予防課長。

○予防課長（渡辺 裕君） 配備に関しましては、4消防署には全て配置しております。機材も結構大がかりな機材でありますことから、消防署に配置し、消防署管内で分署・出張所において活用する形をとっております。

以上でございます。

○議長（門間 忠君） 鎌内つぎ子議員。

○3番（鎌内つぎ子君） 分署とかそういうところに配置する考えはないのでしょうか。それで、時間がないですので、そういうところにもちゃんと貸し借りとかじゃなくて、そこにもちゃんと配置してやったほうがいいと思いますし、それから、新庁舎の場合、新庁舎、今回新しくできますけれども、まだできないんですけども、そこには固定式なそういうもので配置をすべきと思うんですけども、そういうふうに考えていらっしゃるのでしょうか。

○議長（門間 忠君） 渡辺予防課長。

○予防課長（渡辺 裕君） 4消防署以外に関しましては、今後の使用状況等を見定めながら、こういった形の申請を行い、検討していきたいと思っております。また、新庁舎におきましては、既に防災展示室等が固められておりますことから、新たに常設の煙体験装置等の計画はございません。

以上でございます。

○議長（門間 忠君） 鎌内つぎ子議員。

○3番（鎌内つぎ子君） 私も登米のほうに行ってきたら、ちゃんと常備されているのね。こんな今言ったような内容の小さいものこういうものじゃなくて、固定式のものできちんとされているんですよ。そこも私もくぐっては来たんですけども。やはりそういうもので、県北一なのかなんだか。登米のほうはすごいですね。こっちに、なぜ、そういうことを常備できなかったんでしょうかね。今ごろ言っても遅いかな。

○議長（門間 忠君） 早坂消防次長。

○消防次長（早坂久寿君） ただいまの体験の件でございますが、現に遠田消防署、加美消防署には訓練棟に迷路をつくりながら、今のような煙の発生装置をつけながら、小学生、大人の方まで体験していただいております。今度も訓練棟の中におきまして、固定式ではございませんが、このような装置を使いながら皆さんに体験をしていただくというような予定で考えております。

○議長（門間 忠君） 鎌内つぎ子議員。

○3番（鎌内つぎ子君） 本庁のほうにはきちんと固定したものでやるべきじゃないですか。そして、婦人防火クラブの人たちとか、普通の市民の方たち、子供たちとかみんな。すごい体験で

すよ、登米市。行って来たということなんですけれども、何だかさっぱり生かしていないような感じなのね。やっぱり検討すべきじゃないでしょうか。

○議長（門間 忠君） 早坂消防次長。

○消防次長（早坂久寿君） ただいまの件につきましては、いろいろな費用対効果等を検討しながらこういう結果に至ったところでございますが、固定式でなくても十分に効果を発することができる機能でないかというふうに思っております。むしろ、使いやすさという点では、いつも気軽に来ていただいて体験していただけるかなというふうに思っております。（「終わります」の声あり）

○議長（門間 忠君） 会議の途中でありますので、暫時休憩いたします。
再開は午後 1 時といたします。

午前 1 時 5 8 分 休憩

午後 1 時 0 0 分 再開

○議長（門間 忠君） 再開をいたします。

午前中に通告による質疑は終わりました。

ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（門間 忠君） これをもって質疑を終結いたします。

これから討論に入ります。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（門間 忠君） 討論なしと認めます。

討論がなければ採決いたしたいと思えます。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（門間 忠君） 御異議なしと認めます。

これから議案第 19 号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（門間 忠君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第 19 号平成 29 年度大崎地域広域行政事務組合一般会計補正予算（第 1 号）は、原案のとおり可決されました。

「日程第 6 議案第 20 号 平成 28 年度大崎地域広域行政事務組合一般会計歳入歳出決算認定について」

○議長（門間 忠君） 日程第 6 議案第 20 号平成 28 年度大崎地域広域行政事務組合一般会計

歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

管理者から提案理由の説明を求めます。

伊藤管理者。

○管理者（伊藤康志君） 議案第20号平成28年度大崎地域広域行政事務組合一般会計歳入歳出決算認定について御説明申し上げます。

お手元の平成28年度一般会計歳入歳出決算書の1ページをお開き願います。

一般会計の収入済額は87億4,530万1,852円、支出済額は86億3,141万3,477円で、歳入歳出差引残額は1億1,388万8,375円の黒字決算となっております。このうち7,500万円を地方自治法第233条の2の規定により財政調整基金に繰り入れをし、残りの3,888万8,375円は翌年度に繰り越しをいたしております。構成市町の厳しい財政状況を踏まえ、引き続き効率的な共同処理事務に努め、圏域住民皆様方の安心・安全のため事務事業を遂行してまいります。

以上、平成28年度の決算概要につきまして御説明申し上げましたが、監査委員から決算審査意見書が提出されておりますので、地方自治法第233条第3項の規定により、監査委員の意見を付して議会の認定に付するものであります。

なお、会計管理者から補足説明をいたさせますので、何とぞ御審議の上、御認定賜りますようお願いを申し上げます。

以上でございます。

○議長（門間 忠君） 次に、会計管理者から補足説明を求めます。

遠藤会計管理者。

○会計管理者（遠藤睦夫君） 私からは、議案第20号平成28年度大崎地域広域行政事務組合一般会計の歳入歳出決算につきまして、補足して概要の説明を申し上げます。

お手持ちの一般会計歳入歳出決算書の12ページ、13ページ及び議案第20号関係資料の1ページ、2ページ、平成28年度一般会計決算比較表の歳入をごらんを願います。

初めに、一般会計の歳入の主な内容について説明を申し上げます。

1款分担金及び負担金は、収入済額が64億4,001万2,978円で主な収入は、1項1目の市町負担金64億3,500万円となっており、前年度と比較し、4,550万8,168円、0.71%の増となっております。

12ページから15ページをごらん願います。

2款使用料及び手数料は、収入済額が3億773万8,733円で、主な収入は1項1目の衛生使用料3,357万3,470円、12ページから15ページの2項1目の衛生手数料2億6,320万8,100円となっており、前年度と比較し衛生手数料のじんかい処理手数料の減などにより663万5,049円、2.11%の減となっております。

なお、収入未済額の123万4,490円につきましては、平成21年度分のじんかい処理手数料で、相手方との支払い方法の協議に基づき、平成28年度は9,000円の納入となっ

ております。今後もこの未収金の回収にはなお一層努力をしてまいります。

14ページ、15ページをごらん願います。

3款国庫支出金は、収入済額が392万1,120円で、この全額が1項1目の衛生費国庫補助金となっており、前年度と比較し、衛生費国庫補助金の循環型社会形成推進交付金の減などにより421万8,680円、51.83%の減となっております。

4款県支出金は、収入済額が2,785万568円で、主な収入は1項1目の消防費県負担金の消防学校派遣職員の給与負担金2,022万9,208円となっており、前年度と比較し、再生可能エネルギー等導入補助金の申請対象施設がないことから、5,465万6,904円、66.24%の減となっております。

5款財産収入は、収入済額が7,396万8,509円で、主な収入は1項1目の利子及び配当金2,389万1,988円、2項2目の有価証券売却収入5,007万6,521円となっており、前年度と比較し、利子及び配当金で588万5,921円の減、財政調整基金や大崎ふるさとづくり基金に係る有価証券売却収入で2,691万4,631円の増などにより、財産収入全体で1,938万4,614円、35.51%の増となっております。

16ページ、17ページをごらん願います。

7款繰入金は、13億9,604万1,000円で、全額、財政調整基金からの繰り入れとなっております。

8款繰越金は、収入済額が4,166万3,193円となっており、2,615万2,932円、168.62%の増となっております。

9款諸収入は、収入済額が2億1,327万7,172円で、主な収入は2項1目の雑入で、内訳は、指定ごみ袋売払料1億167万8,700円、資源物売払料3,344万1,611円、障害児通所給付費5,646万3,348円などとなっております。前年度と比較し、資源物売払料や日本容器包装リサイクル協会拠出金の減などにより、諸収入全体で1,462万1,539円、6.42%の減となっております。

10款組合債は、収入済額が2億4,070万円で、消防債の3,170万円のうち、緊急防災・減債事業に係るものが、加美救急車購入と高度救命資機材購入に2,390万円、消防ポンプ自動車整備事業に係るものが三本木ポンプ車購入に780万円であり、消防債は1,240万円の増となっており、また、教育債の2億900万円については、生涯学習センターのプラネタリウム設備の更新に係るものであります。前年度と比較し組合債全体で2億2,140万円、1,147.15%の増となっております。

これらの結果、16ページ、17ページの一番下の欄でございますが、歳入合計は収入済額が87億4,530万1,852円で、前年度と比較し16億2,837万4,773円、22.88%の増となり、予算現額に対し100.34%、調定額に対して99.99%の収入率となっております。

次に、一般会計の歳出の主な内容について御説明を申し上げます。

決算書の18ページから21ページ及び関係資料の3ページ、4ページ、平成28年度一般会計決算比較表の歳出をごらんを願います。

2款総務費は、支出済額が3億3,528万6,393円で、主な支出は1項1目の一般管理費1億6,813万9,279円、20ページ、21ページの同項2目の財政調整基金費8,229万4,000円、22ページ、23ページ、4項2目の大崎ふるさとづくり基金費6,598万9,000円となっております。前年度と比較し、財政調整基金費で1億4,021万2,000円の減額、大崎ふるさとづくり基金費で2,551万7,000円の増額などにより、1億776万2,604円、24.32%の減となっております。

22ページ、23ページをごらん願います。

3款民生費は、支出済額が9,752万2,495円で、大崎広域ほなみ園に係る事業運営費等の減により、前年度と比較し222万2,148円、2.23%の減となっております。

22ページから27ページをごらん願います。

4款衛生費は、支出済額が46億7,169万5,427円で、主な支出は24ページ、25ページの2項1目の斎場管理運営費9,492万5,460円、24ページから27ページの3項1目のごみ処理施設管理運営費35億1,146万2,321円、そのうち、(仮称)大崎広域新リサイクルセンター整備のための用地買収に係る公有財産購入費が2億7,868万1,000円となっており、物件移転補償費は11億5,877万7,000円となっております。26ページ、27ページの同項2目のし尿処理施設管理運営費は9億1,049万1,913円となっております。衛生費全体で13億9,340万8,611円、42.50%の増となっております。

26ページから29ページをごらん願います。

5款消防費は、支出済額が24億8,575万810円で、1項1目の常備消防費が23億3,413万690円、28ページ、29ページの同項2目の消防施設費が1億5,162万120円となっており、主な支出は、新消防本部庁舎整備実施設計業務7,672万2,120円、古川消防署三本木ポンプ車購入に3,823万2,000円で、消防費全体では4,072万8,411円、1.67%の増となっております。

28ページから31ページをごらん願います。

6款教育費は、支出済額が4億802万2,288円で、主な支出は2項2目の工事請負費、プラネタリウム設備更新工事費2億8,296万円となっております。前年度と比較し2億5,202万523円、161.55%の増となっております。

7款公債費は、支出済額が6億1,335万8,710円で、地方債償還金の増により前年度と比較し2,912万5,785円、4.99%の増となっております。

これらの結果、このページの一番下の欄でございますが、歳出合計は支出済額が86億3,141万3,477円で、前年度と比較し16億614万9,591円、22.86%の増となり、不用額は11節需用費や13節委託料など8,405万9,523円で、予算現額

に対する執行率は99.04%となっております。

次に、一般会計の実質収支等について説明を申し上げます。

決算書の32ページ及び関係資料の3ページ、4ページ下段の実質収支欄をごらんを願います。

一般会計の歳入歳出差引額は、1億1,388万9,000円で、実質収支額となっております。このうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額は、7,500万円となっております。

以上、一般会計の歳入歳出決算の概要について説明を申し上げましたが、詳細につきましては、歳入歳出決算書、財産に関する調書、主要施策の成果に関する説明書及び監査委員から提出されました決算審査意見書などを御参照を願います。

何とぞ御審議の上、認定賜りますようお願いを申し上げ、補足説明とさせていただきます。

○議長（門間 忠君） 続いて監査委員から審査意見の報告を求めます。

柴原監査委員。

○監査委員（柴原一雄君） 監査委員を代表いたしまして、平成28年度決算審査の概要について御報告を申し上げます。

地方自治法第233条第2項及び同法第241条第5項の規定により、管理者から審査に付されました平成28年度大崎地域広域行政事務組合一般会計の歳入歳出決算書及び附属書類について、その内容、計数の正確性、予算執行の適正性、財政運営の健全性、さらには財産管理並びに基金の管理運用が適正であるかどうか、その算定の基礎となる事項を記載した書類等について詳細に審査を実施したところでございます。

それでは、お手元の決算審査意見書の2ページの上段の表をごらん願います。

一般会計歳入総額につきましては87億4,530万1,852円で、予算現額に対する収入率は100.34%、歳出総額は86億3,141万3,477円で、予算現額に対する執行率は99.04%、歳入歳出差し引き額は1億1,388万8,375円となっております。

次に、一般会計の概要を申し上げます。

下段の表、平成28年度の欄をごらんいただきます。

歳入歳出差引額1億1,388万8,375円が実質収支額でありまして、このうち7,500万円を財政調整基金に繰り入れております。

次に、3ページ上段の表をごらん願います。

歳入について記載をしております。

予算現額87億1,547万3,000円に対しまして、収入済額で87億4,530万1,852円となっており、予算現額に対する収入率は100.34%となっておりますが、2款使用料及び手数料におきましてじんかい処理手数料123万4,490円の収入未済額が生じております。これは、過年度分のごみ焼却処理料でございまして、前年度に比べ9,000円減少しておりますけれども、今後とも、未収金対策に関しましては、負担の公平性の観点

から引き続き収入未済の縮減に努めるとともに、不納欠損を生じさせないよう適切な措置を講じることを望むものであります。

各款ごとの調定額に対する歳入状況につきましては、3ページから9ページ及び審査資料の18、19ページに記載しておりますけれども、詳細につきましては省略をさせていただきます。

次に、歳出について申し上げます。

9ページ、下段の表をごらん願います。

予算現額87億1,547万3,000円に対しまして、支出済額86億3,141万3,477円で執行率は99.04%となっており、不用額は8,405万9,523円となっております。

歳出決算額を款別に見ますと、最も多くの割合を占めているのが衛生費46億7,169万5,427円で歳出決算総額に占める割合は54.12%、次に消防費で24億8,575万810円、28.80%の順となっており、予算現額に対する支出済額の割合は99.04%となっております。

各事業とも計画的に執行されており、適正な執行であると認めたものであります。

各款ごとの予算現額に対します歳出状況につきましては、10ページから14ページ及び審査資料の18ページから21ページに記載しておりますので、ここでは詳細につきましては省略をさせていただきます。

次に、15ページをごらん願います。

財産に関する調書についてでございます。

公有財産の当年度末の現在高は、土地65万5,789.30平方メートル、建物5万3,066.40平方メートルとなっております。土地につきましては、新リサイクルセンター建設用地として取得いたしました1万5,179.99平方メートルが増加したところでありますが、建物における増減はありませんでした。なお、維持管理につきましては良好であると認めたところであります。

また、平成28年度中に増減のございました物品については、財産調書に記載されておりますが、50万円以上の物品は車両3台、救急機器等2機、その他機器等1機の増と、車両5台の減となっております。

次に、各基金の運用状況について申し上げます。

財政調整基金、各種基金の運用状況は、表のとおりでございます。

全体の決算年度中増減高は、10億8,590万4,521円減少し、決算年度末における総額は41億5,868万1,929円となっております。有利な運用がなされておりますけれども、今後とも安全でかつ効率的な基金運用を望むものであります。なお、当組合の歳入の73.58%は構成市町からの負担金となっておりますことから、大崎広域市町村圏計画の実施に当たりましては、構成市町と協議を行い、主要事業に対する理解を求めるとともに、限

りある財源の中で圏域を取り巻く社会情勢に呼応しながら最大の効果を上げられるよう、事業推進に今後とも努められ、圏域住民のために快適な環境で安全・安心な暮らしを支えていく行財政運営に取り組みられるよう強く望むものであります。

以上、平成28年度一般会計決算審査の概要について申し上げましたが、決算内容並びに予算執行状況については、いずれも適正・妥当であると認めたものであります。その詳細につきましては、お手元の審査意見書により御理解を賜りますようお願いを申し上げ、審査意見の報告といたします。

○議長（門間 忠君） これから質疑に入ります。通告がありますので、順次発言を許します。4番木村和彦議員。

○4番（木村和彦君） それでは、議案第20号、決算認定について質疑をさせていただきます。

今、監査委員から、おおむね適正な支出ということでの説明がありました。私も歳入歳出決算書を見させていただいておおむね良好な事業だったなということを思っております。が、なおそれを含めまして、若干質疑をさせていただきたいと思います。

決算書の24ページになります。

4-2-1の斎場管理運営費についてお尋ねいたします。当初予算からみますと、補正をされて100万の補正になったんですが、これのなぜ減額をしなければいけなかったのかということ、先ほど私が質疑をした段階で斎場の稼働について説明がありました。当初よりも200件ぐらいふえているということもあったんですが、これだけふえているのであれば、管理運営費は当然増になるものではないかなというふうに思ったんですが、この辺についての説明をお願いいたします。

○議長（門間 忠君） 柴岡業務課長。

○業務課長（柴岡雄司君） まず、補正になった関係について御説明いたします。

補正の105万2,000円につきましては、加美斎場の植栽業務の委託料の減額、玉造斎場の炉前ホールの建屋外壁塗装の工事の減額、施設整備のほうに係る自動車借上料の減額であります。金額につきましては、植栽業務委託料につきましては27万8,000円、炉前ホール建屋外壁塗装工事については55万4,000円、自動車借上料につきましては22万円でございます。

続きまして、委託料の減額になった関係について御説明したいと思います。

斎場運営の委託料につきましては、主な減額内容は、降雪による減額でございます。降雪が少なかったことから除雪業務で114万8,000円の減額でございます。そのほかに大きい減額の理由といたしましては、告別ホールの壁面清掃で24万8,000円など、入札による減額でございます。

以上でございます。

○議長（門間 忠君） 木村和彦議員。

○4番（木村和彦君） そうですか。そうすると、例えば工事費の請負の残額、それから、当初予

定されていた除雪の減額が主だったということで、トータルで委託料がそれで減ったということなのですが、私職責の関係上、よくいろいろな斎場を訪れます。その中で、委託というあり方で、いろいろな皆さんからの御意見をいただくんですが、その中の、当然、委託する場合に委託者に対して、指定管理ですから、いろいろな意見が出るんだらうというふうに思っております。こういうふうな中で、例えば外壁の修繕だったり、中の修理ということの中で進めていく中で、当然、利用される方々の要望も当然そうだし、指定管理を受けている業者の方々にしても、その手直し工事を求めるところがあるんだらうなということなんですけれども。おおむねこの200万近くの不用額を残すということではなくて、これを普通の斎場を利用される方へのサービスの向上に使ったり、特に接客に対するクレームも少なからずあるわけなので、その辺に利用されるというふうな方策はとれなかったのでしょうか。

○議長（門間 忠君） 柴岡業務課長。

○業務課長（柴岡雄司君） 残額を残さないで、火葬業務の住民の期待に応えるべきじゃないかということですが、火葬従事者につきましては、火葬業者の委託業者と年1回の意見交換を実施しております。その際に、いろいろ組合からの要望、施設を受託している業者さんからの要望等も聞いております。その中で、いろいろ従事者の方の不満もありますが、人員の適正管理につきましては、火葬件数等の増加も考慮しながら今後検討してまいりたいと思っております。

またあわせて、住民からいろいろ苦情等がないように注意喚起しているところではございますが、今後とも指導を徹底してまいりたいと、そのように思っております。

以上でございます。

○議長（門間 忠君） 木村和彦議員。

○4番（木村和彦君） 委託する場合に、指定管理ですから、修理する要件は、どこで、どれだけの金額については広域で持つよ。それ以外については業者が持つよということは当然ある、範疇があるかと思うんだけど、その辺はうまくコントロールしていただきたいなということと、当然、受託者側と広域との中で話し合いはするんだらうけれども、その中で、やっぱり利用者の声というのはなかなか反映する機会が少ないかとは思いますが。その辺は少し耳を大きくして聞いていただければありがたいなと思うのと。感想じゃなくて、これは質疑ですから、控えたいと思っていたんですが、除雪の対応ですよね。時間的な対応がありまして、昨年ですと、12月に非常に降雪が多くて、1・2・3月が逆に少なかったというときがありました。降雪時に、朝9時から利用される場合の方々に、間に合わない件が2件ぐらいあったんですね、昨年の冬の間は。そうすると、当然、これは全体のスケールで見れば、降雪、除雪に対する分の減額にはなるというふうに思うんだけど、その辺の時間的な対応も含めて、きちんと今後検討していく必要もあるのではないかなというふうに思うんですが、その辺の考えについてだけお聞きしておきます。

○議長（門間 忠君） 柴岡業務課長。

○業務課長（柴岡雄司君） 除雪の件につきましては、なかなか時間的に間に合わない部分もあったかなと思います。その辺につきましては、今後、今年度の除雪業務に支障のないようにして実施してまいりたいと思っております。

○議長（門間 忠君） 木村和彦議員。

○4番（木村和彦君） なぜかといいますと、斎場利用に当たってはあらかじめ申し込みをしているわけなので、現場ではこの日何時からだというのはわかっているわけなのでね、その辺の対応は可能だと私は思うんですよ。ですから、朝起きたときにいっぱいだったということではなくて、今かなりの精度で天気予報もわかるわけですし、斎場利用の計画もわかっているわけですから、その辺は前々に対応ということで、この辺は今後きちっと業者と密にしていればなど。これを一つの反省点にしてやっていただければなどというふうに思います。

それでは、次に移ります。

27ページ、同じく。し尿処理運営費についてお伺いします。これが若干の不用、若干というか、需用費の中で3,300万円ぐらいの減額になっています。その需用の関係なんですけれども、これは今市町村型の合併浄化槽がかなり普及していて、そのためにこれが減額になったのかなと私は思ったのですが、この理由について、要因についてお伺いいたします。

○議長（門間 忠君） 横田施設管理課長。

○施設管理課長（横田宏幸君） ただいまのし尿処理運営費の減額理由についてお答えいたします。

減額理由として、浄化槽設置増は要因になっているかとの質問ですが、要因にはなっておりません。まず、浄化槽の管理として1年に1回の法定点検が義務づけとなっております。その点検を行うに当たって槽内に沈降した汚泥の抜き取り作業が発生します。抜き取った汚泥は各衛生センターへ搬入されます。それにより、浄化槽の設置がふえても搬入量は減とはなりません。よって、減額に関しての大きな要因は、平成28年4月に供用開始しました桜ノ目衛生センターの延命化工事の実施による設備の負荷の軽減が大きいウエートを占めます。平成27年度にメーカーから出された積算での予算計上額と実負荷運転時の差が結果にあらわれております。その結果、需用費が1,700万円、委託料が400万円、工事請負費が1,300万円、総額3,700万円の減額補正になります。工事請負費の補正内訳については、六の国の乾燥堆肥化焼却設備補修工事を含めた契約に伴う残額となります。

○議長（門間 忠君） 木村和彦議員。

○4番（木村和彦君） ごめんなさいね。余り専門的な知識がないので思ったのですが、ちょっと1つだけ教えてください。浄化槽、つまり、市町村型の浄化槽の設置が増加するのと、それから、し尿処理の量とは比例しないというふうには、今、捉え方したのね。そうすると、普通の、浄化槽を設置しない、つまりし尿の汲み取りで処理する量と、それから、どんどん、各議会では市町村型の合併浄化槽を進めていって環境を守ろうとしてやっているわけなんだけれども、それを進めれば、逆に、この金額が少なくなるというような解釈でいいんですかね。

○議長（門間 忠君） 横田施設管理課長。

○施設管理課長（横田宏幸君） 下水が普及すればし尿の量は減るんですけども、先ほどの説明不足なんですけど、浄化槽の管理においては、その汚泥、引き抜いたもの全て衛生センターへ運ばれますので、その分で減るといえるということはないんです。要は、汲み取りが減って浄化槽がふえるということであれば、要は、下水がふえれば、下水処理場で全てが処理されますので、その分は減ると思います。ただし、浄化槽がふえても、浄化槽汚泥は全て衛生センターに運ばれるので、それは同じという解釈になります。

○議長（門間 忠君） 木村和彦議員。

○4番（木村和彦君） それはわかるんです。だから、それはいいんですけども。これからずっと不用額が発生しているわけでしょう。今の説明だと、運ばれる量を当初算定したと。算定したんですけども、それを処理する量にはこれだけの薬剤を投入しないといけないよということで、薬剤の購入金額としてこれを計上したと。ただ、実際やったところが不用額が発生したということは、運ばれた量と投入する薬の量で、思ったよりも量が少なかったから、薬が少なくて済んだと。だから、この不用額が発生したということで理解でいいんですか。

○議長（門間 忠君） 横田施設管理課長。

○施設管理課長（横田宏幸君） 減額についての大きいウエートとしましては、延命化工事による電気料の削減、電気使用料ですね、そちらの削減がなされております。延命化工事の中で、更新機器の電動機を高効率型に変えたということも一つの要因となります。それによって13%の電気使用料の減となります。

○議長（門間 忠君） 木村和彦議員。

○4番（木村和彦君） わかりました。

私の聞き方が下手なので、済みません。そういうことでしたか。そうすると、結果的に、合併浄化槽がふえる、ふえないにかかわらず、これの不用額はこれの数字じゃなくて、あくまでもなくて、当然、当初に答えがあったんですけども、そうではなくて、これはあくまでも工事のいろいろなことによってできたことですよということなのね。

じゃあ、最後です。ちょっとこれを聞いておきます。そうすると、例えばこれの、し尿処理の管理の管理費、運営費、これにいろいろな薬剤投入になるんですけども、今年度の予算は通っているわけですから、そうすると、これの投入の薬剤、使用される薬剤の計上額についてはずっと横ばいでいくと。それについては、合併浄化槽の普及する、しないにかかわらず、これはこのまま横ばいでいくんだという考え方でいいということですかね。

○議長（門間 忠君） 横田施設管理課長。

○施設管理課長（横田宏幸君） そういうことでございます。

○議長（門間 忠君） 木村和彦議員。

○4番（木村和彦君） では、最後に。ちょっと監査委員にお聞きします。

今、監査意見書の中では、適当な支出をしているということでの答弁がありました。

けさほど、管理者の行政報告の中で、斎場整備事業についてのお話がありました。これの中

で、管理者は、4候補地周辺への説明会や行政区対応をやってきたよと。ただ3候補地については合意形成には至っておりませんと。また、1候補地については建設の候補地ということで、全体が再度の要望を受けたということがありました。これのコンサルの契約の中では、4地域にたしか点数をつけて、優先順位をつけて、ずっと進めたはずです。この事業について、まだ、2年を経過してもいまだに結論が出ないということは、せっかく予算をかけてコンサルタントの契約を出したということに対して、なかなか実行されないということについて、これは逆に言うと、せっかく住民のお金を使ってコンサル契約をしたのが生かされていないということについて、この事業評価ということについては、監査委員はどういうふうな考えなのでしょう。

○議長（門間 忠君） 柴原監査委員。

○監査委員（柴原一雄君） 木村議員の御質問にお答えをいたします。

まず、ただいま御質問にありましたコンサルの委託関係でございますが、これにつきましてはいわゆる平成27年度の事業ということで、昨年度の当議会におきまして決算の認定がなされているところでございます。御質問は、いわゆるこの結果を受けまして、執行部の政策的意思決定の進捗に関するものと受けとめております。監査の分野といたしましては、これは行政監査のほうに当たるものと考えているところであります。通常、これはあくまでも原則論でございますけれども、一般的に行政監査の対象となるためには、行政としての一定の意思決定が行われ、その政策は、おおむね終了もしくは完結したものが対象となると考えております。その点につきまして、当該案件は現在まさに進捗中という状況でございます、いわば現在進行形という状態であります。また、いつまでに決定しなければならないということもあるんですけれども、法的に縛りがあるといった案件でもございません。こういったまだ結論が出ていない政策、結果が出ていない政策につきましては、現在のところは、監査の対象としては若干なじまないというふうな考えているところでございます。

ただし、ということで、いわゆる原則論ということで、議場でございますので、あくまでも原則論で答えざるを得ないんですけれども、これまで、定期監査等のヒアリングから得ております印象、印象を申し上げれば、主要施策の成果に関する説明書の18ページにもございまして、これまで地区説明会なども開催されてございまして、基本的にはそのコンサルから提出されております報告書に基づいて地区説明会等を実施されているという点を踏まえれば、報告書はそういった点からは活用されているといった印象は持っております。

御理解を賜りますようお願いしたいと思います。

○議長（門間 忠君） 木村和彦議員。

○4番（木村和彦君） そうですか。そうすると、確かに18ページには載っていますよね。4候補地周辺への説明会、または各旧町単位の行政区長への事業の説明は行っているということで、継続して説明を行いながら、平成33年度の供用開始を目標に進めるということに書いてあります。先ほどの答弁の中で、これは鎌内議員の質疑だと思ったんですが、5年ほどかかるよというふうになりますよね。そうすると、計算していくと、5年で33年という、何年にこの

結論を出さなければいけないというのが当然出てくるかと思うんですが、そうすると、これを出さないということは、これに基づいて監査がそういうふうな意見を出しているということは、執行部としては、これに応えるということは、当然、この結論は見えるというふうに解釈しているんですが、この事業は、ちゃんとそういうふうな総括をして進んでいくというふうな、進めていくという解釈でいいのでしょうか。そこだけ確認しておきます。

○議長（門間 忠君） 村上施設整備課長。

○施設整備課長（村上文彦君） まず、最初の木村議員さんの御質問について、担当課のほうからお答え申し上げたいと思いますけれども、確かにコンサル業務、結果を出されましたけれども、実際、まだ生かされていないのは事実でございます。しかしながら、これまで評価順位、結果順位に従って交渉を進めてきており、上位とその隣接地については、現在、合意には至っておらないと。次の候補地については、住民説明会を開催して、反対、それと賛成等の意見もございました。その関係で、地域に持ち帰っていただいておりますことから、交渉は継続中であると考えております。コンサル業務の費用対効果を考えれば、時間のかけ過ぎの批判もあろうかと思っておりますけれども、相手があることなので、もう少し時間をいただきながら慎重に進めていきたいと考えております。

また、先ほどの工期のこれまでの計画の中で逆算すれば、当然、時期的には最終決定しなければならない時期ではないかという御質問ですけれども、あくまでも計画でして、用地選定が一番の今回の事業の問題でありますので、相手のある中で進めるとなると、なかなか用地確定まで現在進めていないのが現状でして、大変苦慮はしております。ただ、それについても慎重に説明をしながら、継続で進めていくしか、担当課としてはちょっと今考えておりません。継続して、そういった交渉の余地がある部分に関してはしっかりと時間をかけながら交渉して進めていきたいなどは考えております。

以上でございます。

○議長（門間 忠君） 木村和彦議員。

○4番（木村和彦君） その辺に踏み込むと通告外になりますから、あえて踏み込まない、それはね。それは次の一般質問の中で聞かれる議員もいらっしゃいますから、そこはいいんですけれども。要は、監査委員の報告の中でも、事業進捗だというふうに答えています。執行部は執行部で、5年ぐらいかかるということを言っています。大事なこと、地域住民の合意形成をすると、これも非常に大事なことです。ただ、コンサル業務で、議会としてわざわざ点数をつけてやっているわけですね。それだったら、4つ全員が全部合格して、全員同意してからやるということになるんじゃないのという。合わないんですよ、管理者の行政報告と監査意見と今の答弁と合わないから、そこを言っているんです。

言っていることはそれぞれ正しい。ただ、トータルしたときに行政の事務局として、一体これはどうやって進めるんだという、そういう総合のプランが見えないと、私たちがこうやって決算を見て予算をつけるといったときに、それは合意形成まで、10年たっても、20年たっ

ても合意形成を求めるまでいいんですよということにはならないんですよ。ですから、一定程度の目鼻を少なくとも出していかないと、この決算も、現在進行形だといって、それが10年続くわけでしょう。やっているわけですから。そういうことになるということでは、この議会で決算認定できなくなるということになるわけですよ。

そうではなくて、一定程度の目鼻をつけてやることも大事だろうというふうに思っていますので、せっかく監査意見がこういうわけに出していますので、それに応えられるような執行部の速やかな進行も期待していきたいなというふうに思うんですが、その辺だけ確認しておきます。

○議長（門間 忠君） 大場副管理者。

○副管理者（大場敬嗣君） いろいろ斎場基本構想を樹立してから、基本計画を策定し、その中で平成27年度、斎場の供用開始を目途といたしておりました。しかしながら、用地選定経過においては、なかなか思いどおりに、いわゆる基本計画、コンサルが出した基本計画に沿った、絵に描いたとおりになかなか実行性ができなかったということが一つ言えると思います。

ただし、コンサル業務が、木村議員がおっしゃるとおり、監査委員の評価を受けること自体が、私どもとしては、まだ白紙撤回とか、凍結をしたとか、そういう事業メニューではございませんので、まだ継続して何とかしようとして努力中の案件でございますので、そういう部分では、まだ結果が出ていないということだけであって、何ら、監査に評価をいたす値ではないだろうというふうに思っております。

しかしながら、24年の基本計画を受けて、用地選定結果の4つの候補地、要望地も含めて、それはそれぞれ地域住民とのコンセンサスを得ながら、今なお真摯に対応していると。しかしながら、行政報告に書いた4つのうち、3つについては、3つのうちの2つについては、どうも地域感情からすれば、金輪際この説明は来ないでくれというところもありました。ただし、まだまだ俎上からすれば、反対が表明された地域でもごく一部については、「いやあ、あれは何かなるんじゃないか」という、そういう声も届いてはおりますが、いずれ、そういう意味では、どちらかを削っていかないと、今の4つ目には達し得ない部分がありますので、今3目が交渉の経過中だということでもございますし、そこもなかなか先に進まない状況となれば、いよいよ、ぜひ地域挙げて来てくれと要望をいただいたところにきちっと的を絞って。あとは最終的な部分は政治的な判断にもなるかというふうに思っていますけれども。いずれ、行き着くところは、新しい斎場をつくるということについては何ら遜色ない対応をいたしているつもりでございます。

と同時に、私どもは財政を今心配をいたしております。いわゆる大型事業、消防本部・古川消防庁舎建設、そしてリサイクルセンター建設、これだけでも消防30何億、これが七、八十億の財政投資になりますし、加えてリサイクルセンター、これが150トン処理能力でやるとすれば、約150億ぐらい見込まれると。財政状況をきちっと見据えながら、構成市町の財政健全にも寄与する私どもの責務がありますので、その辺もきちっと見据えながら対応していき

たいと。

幸いにして、斎場基本構想をつくったときは、17年4月に組合統合しました。4つの一部事務行政組合が、5つの火葬場があります。統合の意味が、じゃあ、どこにあるのか。統合協定の中には、2つにせよとか、3つにせよということはありませんでしたけれども。ただ、ここは、私どもが施設管理をする中で統合した意味をきちっと明確にしてあげないと、やっぱりずるずるという形になってしまいますので、それで、斎場基本構想をつくりました。その中で5つを当面2つ、涌谷斎場は若干新しいので、引き続きそれを使用しながら、平成40年ころには2つの施設で、今後、広域組合として維持管理に寄与していこうという、そういう構想をもくろんでおりますので、その計画への道のりは当然見据えております。

ただ、財政計画上からすれば、私ども、大変厳しい財政状況、負担金行政という中では、そのところをないがしろにしては、1市4町への健全化へなるどころか、私どもの負担で、あるいは健全化がかなり厳しい硬直化状態になる可能性もなきにしもあらずということにもなりますので。幸いにして、5つある斎場については、お互いに相互的に使えますので、仮に片方がだめになっても、じゃあ、4つの施設があるので、当面はそれで回していきながら財政状況を見据えていくということについても、今、財政計画の中では若干意味深長に考えているところでございます。

計画としては、用地を確保することが大前提になりますので、引き続き用地選定に向けて最大限努力をしていくということで、ひとつ御理解を賜ればありがたいというふうに思っております。

○議長（門間 忠君） 木村和彦議員。

○4番（木村和彦君） 踏み込んだ答弁をしていただきましてありがとうございます。

私は、あくまでも決算ですので、きちっと出された結論について進めていただきたいということです。その話も含めて、決算上には問題がないということの理解だけしたいと思います。終わります。

○議長（門間 忠君） 次に進みます。

3番鎌内つぎ子議員。

○3番（鎌内つぎ子君） 議案第20号、決算認定について、私からも質疑をさせていただきます。

主要施策の成果に関する説明書19ページ。消防・救急業務活動についてお伺いいたします。昨年より建物火災17件ふえておりますけれども、その内容としては、火災原因は放火が11件だということでありまして、放火を未然に防ぐための取り組みはどうだったのか、まずお伺いしたいと思います。

○議長（門間 忠君） 渡辺予防課長。

○予防課長（渡辺 裕君） ただいまの御質問について御説明いたします。

出火原因の第1位となっております放火防止対策に関しましては、全国と同様の傾向が見られますことから、敷地・建物への侵入防止、家の周りに燃えやすいもの置かない、火災に対す

る速やかな初期対応、家族・近隣との協力体制の構築などの環境整備を推進するため、行政機関、事業所、町内会と消防団、婦人防火クラブが一体となって連携し、全住戸に対するチラシの配布などを行っているところでございます。

以上でございます。

○議長（門間 忠君） 鎌内つぎ子議員。

○3番（鎌内つぎ子君） 今、平成28年度はどうだったのかということですがけれども、空き家がすごく多くて、道路縁の空き家とか、そういう、ちょっとたばこをぼんと投げたら火災が起きるような状況なんですけれども、28年度では、この放火の内容は具体的にはどういう内容だったんでしょうか。

○議長（門間 忠君） 渡辺予防課長。

○予防課長（渡辺 裕君） 28年度におきまして発生しました放火、放火の疑いの火災の種類に関しましては、建物火災が6件、車両火災が5件、その他火災5件の合計16件となっております。

以上でございます。

○議長（門間 忠君） 鎌内つぎ子議員。

○3番（鎌内つぎ子君） そうしますと、今、地域との連携もとりながらということでありましたけれども、放火については、指導、地域でそういう鉄則があるわけですね。家の周りに燃やせるごみを置くなとか、そういうことがあるんですけれども。そうしたPRなんかもやりながらということでありましたけれども、具体的に年何回か、地区でのそういう指導とか、そういうことは平成28年度ではやったのでしょうか。

○議長（門間 忠君） 渡辺予防課長。

○予防課長（渡辺 裕君） 放火火災に関しましてはほかの火災等も同様でございますが、地域との連携ということでございまして、自主防災組織の訓練であったり、研修会、さらに地区の皆さんとの防火座談会などを通しまして直接訴えております。

なお、平成28年度におきましては、管内で49回の防火座談会等に参加しまして、放火対策に関しまして伝えているところではございます。

以上でございます。

○議長（門間 忠君） 鎌内つぎ子議員。

○3番（鎌内つぎ子君） 1市4町の中身、火災状況を見ますと、涌谷町は前年と同じですがけれども、美里町とかはふえているんですけれども、やはり放火なんでしょうか。

○議長（門間 忠君） 大石消防課長。

○消防課長（大石 誠君） ただいま美里町での火災ということでお答えいたします。

28年中における美里町で放火または放火の疑いというこちらで捉えている件数については2件ということで捉えております。

以上です。

○議長（門間 忠君） 鎌内つぎ子議員。

○3番（鎌内つぎ子君） やはり、大崎ばかりかなと思ったんですけども、ふえているということでは、それも連携として、地域との連携をとって、そういう放火をなくしていただきたいなと思います。

次に進みます。

次ですけれども、女性消防士についてお伺いいたします。女性消防士、現在何人いて、どういう役割を果たしているのか、まずお伺いしたいと思います。

○議長（門間 忠君） 櫻井俊文管理課長。

○管理課長（櫻井俊文君） お答えいたします。

女性消防職員につきましては、平成16年度から採用を始め、現在8名となっております。その配置につきましては、消防本部消防課と3つの消防署及び分署に配属し、業務の内容につきましては、119番通報の受理や指令業務、火災救急出動の災害対応、さらには防火対象物への立ち入り検査等、男性職員同様、幅広く業務に当たっております。また、救急救命士としても2名の女性職員が救急活動等を実施しているところであります。管内署所への均衡ある配置により、女性視点によるきめ細やかな住民サービスを提供することで消防行政サービスの向上が図られ、消防組織の活性化にもつながるものと考えております。

以上でございます。

○議長（門間 忠君） 鎌内つぎ子議員。

○3番（鎌内つぎ子君） 女性消防士は職員数の何%なんですか。

○議長（門間 忠君） 櫻井管理課長。

○管理課長（櫻井俊文君） お答えいたします。

現在は8名の女性消防職員ということで、全体の2.5%でございます。議員さんも御承知のとおり、平成38年度まで、全国的に国の指導によりまして、その比率を5%まで、共通目標としておりますので、当消防本部におきましても、平成38年度まで、17名まで増員するというような計画で、PRも含めて、その増員に取り組んでいるところでございます。

以上でございます。

○議長（門間 忠君） 鎌内つぎ子議員。

○3番（鎌内つぎ子君） 平成28年度は何人入ったんでしょうか、女性。それと、今後の平成38年までに計画的にはどのようにして増員を図っていくんでしょうか。

○議長（門間 忠君） 櫻井管理課長。

○管理課長（櫻井俊文君） 平成28年度につきましては1名の採用でございました。また、今年度、来年度の採用予定として、受験の段階ですけれども、1次採用試験を3名受験しております。平成38年度まで今後9名を増員させるという予定でございますので、単純に言えば、来年度から1名ずつ、平成38年度まで1名ずつ増員すればよろしいんですが、決してそういうふうに順調にもいきませんので、やはり門戸を広く開放するということでは、先ほどPRのお

話もしましたけれども、個別に学校を当たったり、ホームページだったり、広報紙だったり、そういった幅広いPR活動でもって、そういった女性にも魅力ある職場だということをPRしていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（門間 忠君） 鎌内つぎ子議員。

○3番（鎌内つぎ子君） 育成としては、女性、そういう消防士については、今お話しされたように、PRとかいろいろのことをということだけれども、平成28年度は具体的にはどういうことをやったのか。直接女性消防士の講習とか、そういうこともいろいろなことを、ほかで全国的にはそういうことをやってふやしているみたいなんですけれども。ここ、広域はどうだったんでしょうか。

○議長（門間 忠君） 櫻井管理課長。

○管理課長（櫻井俊文君） 全国的なということで、総務省消防庁が主導しておりますけれども、全国の女性活躍推進のセミナーというものを全国のブロックで開催しております。そういったものに申し込んで、当たらなかったんですけれども、申し込んで、そうやって幅広く県内あるいは全国の中でそういったセミナー、あるいは就職ガイダンスとか、そういったもの、県・国が主催するものにも幅広く応募しながら、そういった広い活動をしているところでございます。

○議長（門間 忠君） 鎌内つぎ子議員。

○3番（鎌内つぎ子君） 次に進みます。

次に、最後なんですけれども、緊急出動状況なんですけれども、昨年よりも106件減少しておりますが、内訳はどうであったのか。急病、交通事故、転院など、具体的なところでお伺いしたいと思います。

○議長（門間 忠君） 大石消防課長。

○消防課長（大石 誠君） 平成28年の救急出動が前年より減少していることにつきまして、お答えいたします。

平成28年の救急出動件数は、9,352件で前年より106件減少しております。内訳で最も減少しているものは、転院搬送で113件、次に転倒などの一般負傷で88件、急病で10件の順となっております。転院搬送が減少した理由といたしましては、民間搬送業者と業務提携を始めた大崎市民病院からの転院搬送が減少したことが挙げられます。

以上です。

○議長（門間 忠君） 鎌内つぎ子議員。

○3番（鎌内つぎ子君） わかりました。交通事故はなかったんですね。

○議長（門間 忠君） 大石消防課長。

○消防課長（大石 誠君） 平成28年、平成27年におきまして、交通事故につきましては57件増加しております。

以上です。

○議長（門間 忠君） 鎌内つぎ子議員。

○3番（鎌内つぎ子君） それでは、出動件数に対して、救急救命士の体制はどうだったんでしょうか。

○議長（門間 忠君） 大石消防課長。

○消防課長（大石 誠君） 救急救命士の体制についてお答えいたします。

救急救命士につきましては、平成29年10月1日時点で49名が資格を有しております。
以上です。

○議長（門間 忠君） 鎌内つぎ子議員。

○3番（鎌内つぎ子君） 救急隊、今3人に1組ずつとなっているんでしょうか。3人1組ずつになっているとすれば、必ず1人は配置はちゃんとされていらっしゃるんでしょうか。

○議長（門間 忠君） 大石消防課長。

○消防課長（大石 誠君） 救急救命士ですけれども、当消防本部にあります全11隊ある全ての救急隊に搭乗しております。合計40名の救命士が現場活動を行っておりますので、全ての隊に3部制で当たりましても充足できるというふうに考えておるところです。

以上です。

○議長（門間 忠君） 鎌内つぎ子議員。

○3番（鎌内つぎ子君） そうしますと、今度、救命士が退職しても大丈夫な状況で手だてはとれているということよろしいんでしょうか。

○議長（門間 忠君） 大石消防課長。

○消防課長（大石 誠君） 救急救命士に退職者などの欠員が出た場合につきましては、異動等により補完することで対応しているところです。

以上です。（「終わります」の声あり）

○議長（門間 忠君） 以上で通告による質疑は終わりました。

ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（門間 忠君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これから討論に入ります。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（門間 忠君） 討論なしと認めます。

討論がなければ採決いたしたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（門間 忠君） 御異議なしと認めます。

これから議案第20号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり認定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（門間 忠君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第20号平成28年度大崎地域広域行政事務組合一般会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定することに決定いたしました。

「日程第7 一般質問」

○議長（門間 忠君） 日程第7 一般質問を行います。

通告がありますので、順次発言を許可します。質問、答弁とも簡潔になされるように望むものであります。

3番鎌内つぎ子議員。

○3番（鎌内つぎ子君） 通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

まず初めに、大綱1点目に、農林業系廃棄物処理についてお伺いいたします。

嘆願書などの取り扱いについて。

宮城県の方針を受け圏域単位での処理で汚染廃棄物を試験焼却をする方向で説明会を開催し、これからも丁寧な説明をして理解を得ようとしています。中央クリーンセンターのすぐ近くのわんぱく保育園や保護者の皆さんから、放射性物質汚染廃棄物の焼却中止のお願いの嘆願書や岩出山西部玉造クリーンセンター周辺の上宮行政区長、上宮協栄会会長、放射能から子供を守る会から、放射能汚染を拡散する試験焼却やすき込みを見直し、自然環境と健康を守るための施設を求める陳情書、さらには最終処分場大崎広域大日向クリーンパークに隣接する伊賀行政区民一同より放射性汚染廃棄物焼却灰の最終処分場への搬入反対に関する陳情書や、大崎広域職員組合からも放射性物質を含む廃棄物処理に係る要請書などの取り扱いについてお伺いいたします。

次に、住民説明会後の判断時期についてお伺いいたします。

次に、意見書との整合性についてお伺いいたします。

平成28年3月25日、広域議会として内閣総理大臣、環境大臣、宮城県知事宛てに、全会一致で意見書を提出しております。その内容としては、「東北電力福島第一原発事故による放射能汚染廃棄物の安全な管理及び処理に関する意見書」であります。その中に、「特措法では1キログラム当たり8,000ベクレル以下の放射能汚染廃棄物を一般廃棄物として地方自治体に処理を求めているが、大崎地域広域行政事務組合の焼却施設及び最終処分場は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律を前提とした施設であり、同法第2条で明記しているように、処理の対象とされる廃棄物は放射能物質及びこれによって汚染されたものを除くものであり、処理施設周辺住民も放射性廃棄物の焼却等処理は想定外のことであり、容認されるものではない」というものですが、放射性廃棄物及びこれによって汚染されたものは燃やさないという立場を投げ捨てるのでしょうか。意見書との整合性についてお伺いいたします。

大綱2点目に、斎場整備事業についてお伺いいたします。

行政報告にもありましたが、4候補地周辺住民への説明をしているが、いまだ3候補地について合意形成には至っていないとのことですが、1候補については現施設周辺を候補地とすることで再度建設要望を受けていますが、今後のスケジュールについては、平成29年度に住民説明会、先進地視察、そして用地取得でよろしいのでしょうか、お伺いいたします。

次に、候補地の決定時期については、平成30年度と考えているのでしょうか、お伺いいたします。

次に、建設要望地は、現在地周辺ということですが、弊害はあるのでしょうか、お伺いいたします。

大綱3点目に、ほなみ園の充実についてお伺いいたします。

平成30年4月に施行される障害者総合支援法及び児童福祉法の一部改正により、1つには、障害者の望む地域生活の支援、2つには、障害児支援のニーズの多様化へのきめ細やかな対応、3つ目には、サービスの質の確保・向上へ向けた環境整備などの対応が求められておりますが、大崎地方1市4町福祉担当者会議を何回開催し、具体的な内容と障害児施策の見通しについてお伺いいたします。

次に、大綱4点目に、大崎生涯学習センターについてであります。

プラネタリウムがリニューアルオープンし、入館者数は、一般投影・学習投影合わせて1万4,438人で、昨年との1.3倍ということですが、幼稚園、小・中学校での利用状況と取り組みについてお伺いいたします。

最後に、消防行政についてであります。

まずは、お礼を申し上げたいと思います。今回、志田分署、田尻分署、岩出山分署、鳴子消防署を訪問し、御指導いただき大変勉強になりました。私たち住民の命と財産を守るために常日ごろの訓練に励み頑張っていることに心から敬意と感謝を申し上げ、質問をさせていただきます。

救急出動時の夜勤体制は充実されているのでしょうか、お伺いいたします。

次に、宮城県ドクターヘリの要請と運行実態の地域やドクターヘリを呼ぶ前の対応と、どういった疾病が多かったのか。収容先は主に大崎市民病院なのか。また、ドクターヘリは朝早くてもだめ、夜遅くてもだめ、風が強くてもだめなときは何回ぐらいあったのか。そして、その対応はどのようにされたのでしょうか。お伺いいたしまして、1回目の質問を終わらせていただきます。

○議長（門間 忠君） 伊藤管理者。

○管理者（伊藤康志君） 鎌内つぎ子議員から、大綱5点、御質問賜りました。私と教育長からそれぞれお答えしてまいります

初めに、大綱1点目の農林業系廃棄物処理についてでございますが、まず、嘆願書などの取り扱いについてでございますが、農林業系廃棄物処理につきましては、6月18日に開催され

ました第13回宮城県指定廃棄物等処理促進市町村長会議で、新たな処理方針案が提示されました。これに伴い、6月30日に開催いたしました1市4町市町長会議で協議し、県の方針に従って処理する方針を確認しております。この会議では、処理期間の短縮や施設の負担を軽減するため、各市町は400ベクレル以下の処理については、焼却以外の方法に努力するものとしております。

処理方針の1つであります試験焼却につきましては、施設周辺の住民団体などから大崎市や組合に試験焼却に反対する嘆願書や要望書が提出されていることは重く受けとめております。放射能については、目に見えないもので住民が不安であることが一因であります。このことから、大崎市の説明会では、放射能の正しい知識の周知や施設機能強化など具体策を明示して御理解を得られるよう努めているところでございます。

住民説明会の開始時期につきましては、組合としては、市町主催の説明会などに同席して施設機能などの維持管理に係る質疑などに対応しております。既に涌谷町におきましては、処理方針についての住民説明会を10月1日に開催しております。大崎市におきましては、施設周辺の地区代表者などとの意見交換会を継続的に開催している状況ですので、今後とも組合として連携してまいりたいと考えております。

次に、平成28年3月25日第2回定例会におきまして提案可決されました「東京電力福島第一原発事故による放射能汚染廃棄物の安全な管理及び処理に関する意見書」の整合性についてですが、平成28年3月30日に内閣総理大臣、環境大臣、宮城県知事初め宮城県選出国會議員17名に議会から提出された意見書につきましては、意見書の趣旨を真摯に受けとめているところでございます。現在、組合といたしましては、市町主催の住民説明会に同席し、市町と連携して農林業系廃棄物処理に当たっての住民不安解消に向けて努めているところでございますので、御理解をいただきたいと思っております。

次に、大綱2点目の斎場整備事業について、今後のスケジュールからお答えいたします。

これまで組合では、平成27年度に実施いたしました新斎場建設候補地選定等業務の評価結果順位に従い、候補地周辺並びに旧町単位の区長会の時間を頂戴し説明会などを開催し、御理解が得られるよう進めているところでございますが、いまだ用地確保のめどはたっておりません。上位2カ所については、地域住民からの反対の意向が示されており、難しい状況になっております。3番目の候補地については、現在交渉を進めているところでございます。当初予定の工程では、今年度に住民説明を完了し、新年度に用地取得及び基本設計などを実施し、31年度実施設計、32年・33年度に建設し、34年度当初から供用開始を目指しておりましたが、現在の今説明した状況でありますと、1年程度のおくれが生じるのではないかと考えております。

次に、候補地の決定時期についてですが、前段申し上げましたとおり、年度内を目途として進めているところですが、候補地の状況や地権者の皆様の意見集約を考慮しますと新年度以降になるものと考えております。

次に、建設要望地の弊害はあるのかについてのお尋ねですが、現在の古川斎場から北西約500メートルのところに位置し、他の候補地とは違い、農地で起伏のある丘陵地になります。森林に囲まれているものの、埋蔵文化財包蔵地などに配慮する必要があり、確認された場合には計画のおくれが懸念されます。また、造成やアクセス道路整備費が必要となり、建設費が膨らむことから、選定結果では評価点が一番低い候補地となっております。さらに、取得に必要な面積は3ヘクタールではありますが、5ないし6ヘクタール全ての土地取得の要望があり、残地部分の土地利用が課題となるものと想定しております。

次に、大綱3点目。ほなみ園の充実についてでございますが、平成30年4月には、昨年6月に施行された「医療的ケアを要する障害児が適切な支援を受けられるよう、自治体において保健・医療・福祉等の連携促進に努めるものとする」という内容を含めた障害者総合支援法及び児童福祉法の一部改正が施行されます。その法改正に向け、組合といたしましては、組合を構成する1市4町とほなみ園からなる大崎地方1市4町福祉担当課長会議を開催し、協議いたしております。大崎管内における福祉サービスのニーズや障害児の現状把握が必要であることから、それらの調査・研究を目的にこれまで福祉担当者会議を2回開催し、協議を進めてまいりました。現在、法改正内容の一部について協議が集約したことから、中間報告のため、来月6日に2回目の大崎地方1市4町福祉担当課長会議を開催する運びとなっております。

医学の発展により救われる命が多くなった昨今、障害児に係る福祉サービスの提供が重要なものとなっております。組合といたしましても、今後とも積極的に構成市町との協議を進め、福祉行政の充実に向けてまいりますので、御理解をいただけるようお願いいたします。

次に、大綱5点目。消防行政についてお答えいたします。

最初に、救急出動時の夜勤体制についてでございますが、火災や救急等各種災害に備えた各消防署等における夜間の勤務体制につきましては、古川消防署は15名、鳴子消防署と遠田消防署は11名、加美消防署は10名の夜勤体制となっております。また、各消防署の分署である志田、田尻、岩出山、西部の4つの分署につきましては6名の勤務体制となり、三本木出張所は5名の夜勤体制としております。

次に、宮城県ドクターヘリの運行実態と対応についてでございますが、宮城県ドクターヘリの運行実態につきましては、昨年10月28日に運行開始以来、本年10月18日現在で177件出動しております。大崎圏域内におけるドクターヘリの出動先は、大崎市では鳴子地区17件、岩出山地区2件、鹿島台地区2件、田尻地区1件となっており、加美町では小野田地区2件、宮崎地区1件、涌谷町5件、美里町南郷地区1件となっております。大崎市民病院からの転院搬送3件と合わせ、合計34件でございます。

ドクターヘリによる搬送先については、大崎市民病院や東北大学病院、仙台医療センター、石巻赤十字病院など高度な治療ができる救命救急センターへ搬送し、救命につながっており、効果的かつ円滑な運用が図られているところであります。今後、ドクターヘリの有効活用に向け、宮城県や関係医療機関と連携を図りながらドクターヘリの救急体制の充実に向けてまいります。

ます。

私からは以上でございます。

○議長（門間 忠君） 青沼教育長。

○教育長（青沼拓夫君） 私からは、大綱4点目、プラネタリウムリニューアル後の幼稚園、小・中学校の利用状況と取り組みについてお答えをいたします。

4月29日のリニューアル以降9月末までの総入館者数は1万4,438人で、昨年同期と比べますと1.3倍の増、そのうち、幼稚園、小・中学校の教育活動での利用は、大崎管内・管外合わせて延べ107校4,373人で、前年同期比1.13倍の増となっております。

大崎管内について申し上げますと、幼稚園は33園のうち19園、57%の利用。小学校は48校中21校、44%。中学校は19校のうち1校となっております。既に利用していただいた学校からは、美しい星と全天周デジタル映像による学習効果は非常に高いという感想をいただいております。新しいプラネタリウムの学習効果を多くの先生方に御理解いただき、利用率を高めるための取り組みとして、この春から機会あるごとに校長会、教頭会、園長会等でプラネタリウムの紹介と実際に体験をしていただいております。そのほか、教員対象の研修会もあわせて行っているところでございます。

今後の取り組みとしては、大崎ふるさとづくり基金の果実を活用して、大崎管内の全ての小学校4年生の利用を対象として組合がバスを手配するプラネタリウム学習支援事業を来年度から実施するための準備を進めているところでございます。

私からは以上でございます。

○議長（門間 忠君） 鎌内つぎ子議員。

○3番（鎌内つぎ子君） 答弁ありがとうございました。

まず初めに、農林業系廃棄物処理についてお伺いいたします。

嘆願書や意見書については重く受けとめる、真摯に受けとめるということでありましたけれども、受けとめるだけじゃなくて、きちんとやっぱりやめるべきだなと思うんですけども、そういう判断は、住民説明会を丁寧にして住民の合意が得られなかった場合は、それも総合的に含めて判断をするということによろしいのでしょうか。

○議長（門間 忠君） 大場副管理者。

○副管理者（大場敬嗣君） まだいろいろ丁寧な説明の途上でございます。ただ、鎌内議員との意見の相違ということから申し上げます、いろいろ各種団体から反対、あるいは請願、あるいは要望を受けている中では、封じ込めて少し置いておくと、封じ込め作戦とでも申しますか、そういう対応で逆提案のお話をいただいているところでございます。果たしてそれでいいのかという疑問もございます。科学的見地の中でいろいろなデータを含めながら、先ほど、特措法の話でお答えはしませんでしたけれども、特措法の改正によって、一般廃棄物ということの制度になった以上、私どもの施設で処理することは可能になっておりますので、それは何ら問題ないというふうに思っております。

先ほどの話の続きになりますが、そういう意味で、未来永劫にわたって建屋を封じ込めたものを永遠にそこに残しておくことの結果論として、将来どういう不安があるのだろうかというようなことなどが総じて後々大きな疑問にもなるだろうというふうに思っております。加えて、今、8,000ベクレル以下の指定廃棄物については、科学的根拠の中で、既に岩手県、隣接県ではそれを焼却をし、何ら問題がないという結果も出ております。そういう状況からすれば、やっぱりいち早く焼却をして処分することが、未来永劫にわたって、後世に負担を残さない、あるいは後世に問題を残さない、そういう道しるべになるのではないかという、私なりの考えは持っております。

しかしながら、あくまでも構成市町にかかわるそれぞれの判断を待って、当組合としては、常に、先ほど前段でいろいろな対応概要を全協で申し上げましたとおり、いつ、どういう形になるにしても、私どもの組合の施設として受け入れる対応だけは、十分、参酌しながら進めているところでございますので、まずは大崎市、涌谷町含めて、美里含めて、丁寧な説明をしながら、御理解をいただくための説明会は真摯に対応してまいりたいというふうに思っていますし、私どももそういう中に溶け込んで、理解をいただくために、私どもの施設の機能を含めて、十分説明してまいりたいというふうに思っております。

○議長（門間 忠君） 鎌内つぎ子議員。

○3番（鎌内つぎ子君） やはり、放射能というのは、燃やしてなくなれば、私は大いに燃やしてもいいなと思うんですけども、なくならないし、住民の不安はやはり99.9%といっても、実際、そういう放射能内部被曝とか、出るとは出るわけなので、何%、少なくとも、多くても、やっぱり子供たちに内部被曝、外部被曝とかということで心配され、今すぐそういうことが出ないことで、今からの子供たちが結婚して子供を産むときとか、そういうこととかいろいろなことを考えてそういう嘆願書を出されたと思うので、そこら辺は本当に重く受けとめていただいて、判断するときには、そういう嘆願書、要望書、いろいろなものを含めてきちんと判断していただきたいなと思っております。住民説明会も、当然住民説明会で丁寧に説明をして理解を求めていくのは当然でありますけれども、そこら辺はきちんとやっぱりそういう声も、住民の声、不安を解消するまで丁寧に説明をしていくということやっていく必要があると思うんです。そこら辺では、今年度中にそこら辺を手だてをとってまずやるのか。今年度というのは3月までね。3月まで、そういうことやっていくのか。そこら辺は、判断時期ですので、今年度ということなのか。実際やるときは、進めるときはいつごろなのか。そういう見通しがきちんとあるのかどうか、お尋ねしたいと思います。

○議長（門間 忠君） 大場副管理者。

○副管理者（大場敬嗣君） 住民の不安解消して、放射能に対する正しい知識を皆さんが共有をして一定の理解を保たないと前には進めないというふうに思っております。そこで、私どもの施設対応といたしましては、今、行政報告でも申し上げております、前段の全協でも申し上げております。各市町の丁寧な説明を通して、その判断が相まって進化していくということになれ

ば、それに追従する、私どもの施設管理上、組合としては対応してまいりたいというふうに思っております。

ただし、重く受けとめているといいながらも、あるいは合意形成がどこでされるのかという鎌内議員の御懸念もあります。そこについては、ある程度、その会場の雰囲気を見ながらということに、私どものこれまでの最終処分場をつくる、そういう合意形成の立場、あるいは経験からすれば、暗黙にそういう状況になるのではないかというふうに受けとめておりますが、いずれにいたしましても、各構成市町のそれぞれの基本的な考え方を踏まえて、その動向と判断性を私どもはきちっと受けとめながら対応していくということになるというふうに思っております。

そこで、放射能ということは、先ほど遠藤議長、皆さんからもお話ありましたように、じゃあ、どこで正しい知識を得るのかといったときに、今、皆さんがおっしゃっている放射能に対する、目に見えない物質に対して、かなり脅威に思っております。脅威に思っているからこそ、焼却をして、その灰を、焼けた灰を、焼却灰を最終処分場に埋める。三重、四重の構造にはなっているものの、万が一を考えれば、地下浸透して漏れるんじゃないか。それが影響するのではないかという万が一を踏まえて、そういう御意見も頂戴いたしております。その万が一がもとで風評被害になったとき、どこで、誰が、どのように補償するのかといったような声もいただいております。

そういうことなども踏まえれば、当然、国・県・市町村、説明責任がございますので、そして、何よりも東電に対する賠償請求なども、当然、行為としてはあり得る話でございますので、そういう意味では、先ほど鎌内議員から、総体、総括、総合的に判断するのかと問われれば、そういう対応にならざるを得ないというふうに思っております。

○議長（門間 忠君） 鎌内つぎ子議員。

○3番（鎌内つぎ子君） それから、意見書の整合性なんですけれども、燃やすなという意見書を出しておいて、このようにして燃やすというのはちょっと違法的ではないかなと私なんかは思うんですけれども。そこら辺はどのように、真摯に受けとめているだけで本当にいいのでしょうか。まともなことをちゃんと、きちんと意見書としては、国に8,000ベクレル以下は一般廃棄物を直せと、措置法として直しなさいとも言っているし、そこら辺については、意見書との整合性についてはどのように、先ほどは真摯に受けとめているということでありましたけれども、真摯に受けとめるだけじゃなくて、違法ではないかなと思うんですけれども、そこら辺はどうなんでしょうか。

○議長（門間 忠君） 大場副管理者。

○副管理者（大場敬嗣君） 意見書については、議会の権限、権能の中で出している意見書でございますので、それについては、知事あるいは内閣総理大臣を含めた各省庁に、関係する省庁にも意見書を提出をしているということからすれば、真摯にそれは受けとめざるを得ないというふうに思っております。ただし、私どもは特措法の制度がある以上、一般廃棄物として処理す

るのが我々自治体の責任、責務になっておりますので、法律違反を犯してまで私どもの行政を動かすということはありませんというふうに思っておりますので、そういう思いでおります。

意見書の提出については、もちろん、鎌内議員が来る前の26年10月、一応提出をさせていただいております。そのことの思いについては、特措法がないとすれば、やはり非常に重く重く受けとめざるを得ないというふうに思っておりますので、その辺、ひとつ御理解をいただければありがたいと思います。

○議長（門間 忠君） 鎌内つぎ子議員。

○3番（鎌内つぎ子君） 措置法については、やっぱりきちんと燃やしたいということでありましたけれども、住民の命と安心・安全のほうで持っていったほうが私はいいと思うのね。国のどうの、このよりもやっぱり住民、広域の住民のそういう命を大事にすることも大事ではないかなと思うんですけども、そこら辺はどうなんですか。

○議長（門間 忠君） 大場副管理者。

○副管理者（大場敬嗣君） 意見書を重く受けとめてという視点から申し上げれば、コンプライアンスのこともありますが、私どもは基準を満たしているもの、放射能汚染物質を既に焼却をした自治体のその結果、データ、あるいは環境省含めた国・県の放射能汚染廃棄物、8,000ベクレル以下については安全だということのその基準に基づいて対応するということが一番大事であろうというふうに思っておりますので、そのことの総体的な中で判断をしていく。それは当然自治体でございますから、国・県を信じつつも、違和感のあるところはきちっと逆にインパクトのある対応をしていくということも、行政、自治体としては当然必要なことでございますので、地方分権一括法が制定されて以来、国・県・市町村は対等の関係でもあるということに思いをはせながら真摯に対応してまいりたいというふうに思っております。

○議長（門間 忠君） 鎌内つぎ子議員。

○3番（鎌内つぎ子君） どこまで行っても平行線でありますけれども、まずは安心・安全で住民の、広域の住民の命を守る方向で進めていってほしいなと思います。

次に進みます。

次に、斎場整備事業についてであります。候補地の決定時期は1年ぐらいおくれるということでもありますけれども、1年ぐらいおくれると、供用開始は平成34年ということになると思うんですけども、先ほど、再度要望されたこの、今の斎場の地域なんですけれども、丘陵地帯、埋蔵文化財がもし出たら、道路のアクセス、予算が膨れ上がるということなんですけれども、全部の要望された場所を買おうとどれくらいの予算に膨らむんでしょうか。

○議長（門間 忠君） 大場副管理者。

○副管理者（大場敬嗣君） まだ買収価格の検証とか、あるいは公図をとって近隣の近傍地の価格がどうであるとか、そういう調査までは至っておりません。必要面積については3ヘクタールぐらいあれば十分だろうということからすれば、向こうは開田地帯で、今、減反しているところもあるんですよ。開田というのは、御存じのように、ポンプアップしますので、機械設備

の維持管理がかかるということもあって、何とかこれ以上続ける要素がないという組合の考え方からすれば、全て買ってほしいということがその実情だというふうに受けとめております。

そこで、それについては3ヘクタールないし3.5ヘクタールあれば十分でございますので、先ほど来言っている、負担金行政でございますので、その辺はシビアに対応してまいりたいというふうに思っております。

○議長（門間 忠君） 鎌内つぎ子議員。

○3番（鎌内つぎ子君） そうしますと、候補地の決定時期は、一つのところは今年度、平成29年度までには結論を出す。そこがだめな場合は、再度のこの要望のところも含めて、新たなところも含めて検討するということよろしいのでしょうか。

○議長（門間 忠君） 大場副管理者。

○副管理者（大場敬嗣君） 今、要望地を含めた4カ所、既に2カ所についてはかなり難しいと。

1カ所については今推進の途上にある。要望地を含めて、これからそれぞれ対応していくということになります。ただ、要望地を含めようが、3番目の候補地を確保しようが、要は、判断を、いつ、どこで、どういうふうにするかということにかかるといふふうに思っておりますので、加えて、ずっと説明している中で一番は、統合することからすれば、各市町村自治体の距離感が当然ございますので、そこを抜きにすれば、どうぞ来てくださいと頭を下げていらっしゃるところがあるので、そこに行くことは、私としてはやぶさかではない。いろいろな文化財とか何かがありますけれども、それは知恵を出していろいろ設計を組めば何とか手法的には余り、農振地域を例えば解除するとか、そういう手間暇よりはいいのかなという思いもありますけれども。ただ、一旦、3候補地目についてもお話をいたしておりますので、そこは真摯に向き合って対応して、最終的には、実はその4つの候補地を議員さん方で全部前に踏査、歩いていただいた経過があります。その中でアンケートをとったときには、3つがどうしてもだめならば、じゃあ、要望地が、行くところは、たどり着くところはそこだろうというアンケートの結果が多くありましたので、そういうことも含めて今後の対応に生かして、早く用地確保ができればよろしいかなというふうに思っております。

議員さん方の思いは重々承知いたしておりますので。

○議長（門間 忠君） 鎌内つぎ子議員。

○3番（鎌内つぎ子君） そうしますと、平成29年度に3つの、今年度、29年度に、候補地のところ、1つのところ、まだ期待があるんですけども、そのところはちゃんと視察、視察なんかはちゃんとするという予算もつけたみたいなんですけれども、そういう視察なんかもきちんとしてもらって、理解をしてもらおうとか、そういう努力はして、平成29年度はしたんですか。

○議長（門間 忠君） 大場副管理者。

○副管理者（大場敬嗣君） その候補地については、議員さん方にはまだ見ていただいております。逆に、逆提案があって、私どもが選択候補地としていた用地以外にもっと条件のいい

ところがあるというようなことを踏まえて、今、そちらのほうに努力を向けているところでございます。

○議長（門間 忠君） 鎌内つぎ子議員。

○3番（鎌内つぎ子君） 次に進みます。

大崎生涯学習センターのプラネタリウムについてお伺いいたします。

すごいですね。幼稚園，小・中学校での利用もすごいですし，将来的には100%を目指して，小学4年生，見てもらう取り組みをするということなんですけれども。学校の教育としての，学校の教育の指導要領かそういうもので，校外学習の中にはきちんとは位置づけられていらっしゃるんですよ。

○議長（門間 忠君） 高橋教育次長兼総務課長。

○教育次長兼総務課長（高橋幸志君） ただいまの質問にお答えいたします。

平成35年度までの利用率100%を目指す取り組みといたしまして，教員を対象にした研修会をプラネタリウム館を利用して実施していただくように積極的に要請するとともに，各教育委員会及び関係機関との協議・調整を行いながら，積極的なPRと利用促進を努めてまいります。

現時点で，年間の指導計画上の位置づけはされておきませんが，一つの手だてといたしまして，平成30年度から平成32年度までの3年間の限定事業といたしまして，プラネタリウム学習支援事業を実施いたします。交通手段の確保が難しい学校に対して，大崎ふるさとづくり基金の果実を利用し，バスの借り上げ料の実費を支援するものであります。利用対象は，大崎管内の小中学校で，原則として，理科の単元で星と天体の授業がある4学年とし，各学校年1回といたします。当事業につきましては，1市4町より御理解をいただき，現在，詳細について協議・調整中であり，ことし中に各教育委員会，学校宛て通知する予定であります。交通手段の確保を講じながら，年間指導計画上の位置づけを構成市町の学校等に要請していきたいと考えております。

○議長（門間 忠君） 鎌内つぎ子議員。

○3番（鎌内つぎ子君） 3年間なんですけれども，ふるさと基金，3年間，どれぐらいの予算で考えていらっしゃるのでしょうか。

○議長（門間 忠君） 高橋教育次長兼総務課長。

○教育次長兼総務課長（高橋幸志君） バスの運用経費といたしまして，全学校が利用した場合は150万から200万ぐらいと考えております。

以上です。

○議長（門間 忠君） 鎌内つぎ子議員。

○3番（鎌内つぎ子君） そうしますと，3年間，基金ですので，何年間というので決めているんだと思うんですけれども，3年間でその100%をうまく利用できなかった場合には，再度継続なんかは考えていらっしゃるのでしょうか。

○議長（門間 忠君） 高橋教育次長兼総務課長。

○教育次長兼総務課長（高橋幸志君） ただいまの御質問にお答えいたします。

この果実を利用した事業につきましては、3年間の試行期間と捉え、プラネタリウムの必要性、重要性を認識し、各学校の年間指導計画上の位置づけを確実なものとするを目的としております。3年間の事業実績の検証を行いまして、その検証結果を踏まえ、平成33年度以降も基金の果実を利用した支援事業として継続するのか、事業終了とするのか、さらには委託料、使用料として予算化するのかは、その時点で検討して判断をしたいと考えております。

以上です。

○議長（門間 忠君） 鎌内つぎ子議員。

○3番（鎌内つぎ子君） わかりました。

次に進みます。

次に、消防行政についてお伺いいたします。先ほどは、体制はわかりました。夜勤体制はわかりましたけれども、この夜勤体制に加わっている再任用の方は何人ぐらいいらっしゃるんですか。

○議長（門間 忠君） 櫻井管理課長。

○管理課長（櫻井俊文君） お答えいたします。

再任用職員につきましては、今年度5名を配置しております。内訳といたしましては、遠田消防署の主任職1名と、志田・岩出山・西部各分署の係長職3名が交替制勤務となっております。また、三本木出張所の主任職1名が毎日勤務となっている状況であります。

以上でございます。

○議長（門間 忠君） 鎌内つぎ子議員。

○3番（鎌内つぎ子君） 再任用の方、夜勤やめさせたほうがいいんじゃないですか。消防で行って、自分がぐあい悪くとかになったら大変なことになると思うので、私たち看護師なんかも、夜勤は60歳過ぎると免除されたりいろいろなことをしているんですけれども、そこら辺は、充足、そういう体制は厳しいんですか。

○議長（門間 忠君） 櫻井管理課長。

○管理課長（櫻井俊文君） 先ほどの夜間の勤務体制ということで、各消防署・分署・出張所の人員について管理者のほうから答弁をいただきましたけれども、特に分署・出張所につきましては、夜間は、救急車が1台3名出ますと残るは2名というような状況の中で、火事があれば消防車、それを運用しながら火災現場に向かうわけでございます。当然、近隣の署所からその発生地をカバーするという消防出動体制はございますけれども、国が定める整備指針に基づけば、1車両4名から5名の乗車というものであれば、2名の体制というようなところで再任用職員についても基本は災害現場の活動というものが本人の希望も多いことながら、そういったところで現場活動において係長職等の知識、豊富な現場経験を実戦に生かしていただいているという状況でございます。

以上です。

○議長（門間 忠君） 鎌内つぎ子議員。

○3番（鎌内つぎ子君） そうしますと、これからもずっとその再任用の方は夜勤体制もやると。指導はいいですよ。日勤の指導とか、そういうものは大いに生かしていただきたいんですが、夜勤体制は、私も回っていて、再任用の方、夜勤もしているんだということでびっくりして、そういう、やっぱり実際に行ってみないとわからないですね。生の声を聞かないとちょっとわからないので、回って歩いたんですけれども。それで今回これを取り上げたんですけれども。やっぱり考えたほうがいいんじゃないですか。もう一度お願いします。

○議長（門間 忠君） 櫻井管理課長。

○管理課長（櫻井俊文君） 県内の状況、情勢を見ますと、仙台市消防局、石巻、仙南、そういった大きな消防本部については、全て交替制勤務の再任用者を採用しております。また、大崎についても例外ではございませんので、先ほど言いましたように、災害現場活動は消防の基本でございますので、そういった再任用者についても豊富な知識と現場経験の今まで培ったものを後輩に伝承していただくというような人材育成も含めて、組織の充実・強化に努めていただいている状況ではございますが、今議員さんからお話があったように、加齢とともにそういった体調面も危なくなってくるというものであれば、やはり今後、もちろん本人の状況も逐次確認をしながら勤務はしていただいている状況ではございますが、そういった今後の定年延長なり、そういったものを社会情勢も見据えながら、検討も含めて対応してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（門間 忠君） 鎌内つぎ子議員。

○3番（鎌内つぎ子君） ぜひ、そのように検討していただきたいなと思います。

次に、最後になりますけれども、ドクターヘリについてであります。運行地域、収容先はわかりました。どういった疾病が多かったのかということと、悪天候などでの対応、そして、ヘリまで行く対策、手だて、ちょっと抜けていましたので、そこら辺をお伺いしたいと思います。

○議長（門間 忠君） 大石消防課長。

○消防課長（大石 誠君） ただいまの質問についてお答えいたします。

まず、どのような搬送が多かったかという御質問ですけれども、例えば急病ですと、心疾患、脳疾患、吐血等の消化管の疾患といったものが多く見られました。あとそのほか、一般負傷と言われる外傷等では、交通外傷、全身打撲、そういったものが多く見られているところであります。

続いて、例えばドクターヘリが出動しなかった場合の対応といったところにつきましては、まず、夜間・早朝についてはドクターヘリについては出動できませんので、日中ということになります。現在まで、日中、ドクターヘリを要請しまして運行できなかったのは、これまで5件ほどありました。理由としましては、悪天候によるものが4件、あと、日没間際で恐らく

だめだろうとは思ったんですが、要請してみたといった関係で日没間際の要請が1件ということです。その5件につきましては、救急車で搬送することになりまして、その内訳としましては、中等症で4名、軽症で1名といった結果になったところであります。

ドクターヘリ要請前の対応といったところでお話しさせていただきますけれども、ドクターヘリにつきましては、119番を受信します指令管制員と救急隊、こちらがドクターヘリを要請することができます。指令管制員につきましては、119番の入電の内容に応じてということで、治療時間、搬送時間が短縮が期待できる場合、ドクターヘリを要請するといったことで判断をすることになります。現場の救急隊につきましては、実際の傷病者を観察した結果、今お話ししました救急車で搬送するよりも治療時間や搬送時間の短縮が期待できる場合といったことで判断して行うことになります。

ドクターヘリの要請が決まった場合につきましては、まず、救急隊がドクターヘリと合流するランデブーポイントと言われるヘリコプターが着陸する場所、こちらを手配することになりますので、まず、こちらの場所の選定、その後、その決まった場所につきまして、安全管理のため消防隊を出動させて、無事ヘリコプターを着陸させる手だてをとります。並行いたしまして、その着陸するランデブーポイントの所有者への連絡、あと関係市町への連絡、さらには大崎市民病院等が第一候補搬送先になりますので、そういった場所について事前に連絡させていただきます。出動した消防隊、さらには救急隊とドクターヘリがランデブーポイントで合流する形になりまして、さらにドクターにつきましては、そのランデブーポイントで診察治療を行い、収容病院を手配し、ドクターヘリで搬送するといった流れになってまいります。

以上です。（「終わります」の声あり）

○議長（門間 忠君） 次に進みます。

2番八木吉夫議員。

○2番（八木吉夫君） 一般質問通告しておりますが、1番目は取り下げます。大綱1番目は取り下げます。

2番目、ごみ処理施設建設事業について、廃熱利活用策、これは大崎市議会9月議会でも私一般質問しまして、そのことも踏まえて、再度、大崎広域の議会で質問をすることになります。これは、私、再生可能エネルギー、余熱の利活用ということで、きょうの全協でも皆さんにお示ししておりましたけれども、2階のほうには研修室、これが災害時には避難場所になる、そういった形で、それと、ここには載っていませんでしたが、余熱の利活用で売電もするという形でございます。熱の利活用でふと思ったのですが、やはりこの地域のところには小川もございます。小水力発電等々、それとバイオマスエネルギー、これも利活用しながら、ごみ処理、地域では非常に迷惑施設だと言われておりましたけれども、さらなるエネルギー、再生可能エネルギーを集約いたしまして、あそこに一大エネルギー拠点というような形での計画などは、計画というよりもお考えを持つべきではないのかなと。私が大崎市の9月議会で申し上げたのは、やはりそういったものを公営企業として収益を上げられるような自治体に生まれ変わって

いかなければならない。これからの自治体、将来の自治体としては、そのような方向で進むのがベストだというふうな質問をいたしまして、同じようなお考え、答弁でいただきました。

さらに、私は、あそこでもっと収益をとれるためには、やはり50メートルプールとか、お風呂、そういったものを併設することが理想ではないのかなと。そのためには熱量が足りないということでありましたので、大崎森林組合のチップ、あれを利用した形でのチップボイラーの発電、並びにお湯、そういったものをさらに付加価値としてつけ加えた形での考えを持つべきではないかなというふうな考えがあったものですから質問いたしました。それに対する御答弁をいただきたいと思います。

次に、3番目。

いろいろ皆さんからの質問を聞いておまして、私は一番考えなければならないのは、私の質問項目、ちょっと書き方間違ったんですが、試験焼却して、だめならしないということですからね。試験焼却して、合格なら燃やすということなんですが、一番大事なことは、私、今民間の民有地で保管している所有者、それに対する支援というものをなぜ皆さん言ってくれないんですかということなんです。何とか5年間は保管しておいてくださいというお願いで頼んだものが、もう既に6年半もたっています。あんな迷惑なもの、近所には子供さんもいらっしやっつた。「あそこは近寄るなよ」、「あそこの子供にはちょっと近寄るな」とか、そんないろいろ風評被害も出ております。そういった中で、そういった保管している人のことも考えて焼却ということになっているんですけれども、今から説明してやるというよりも、今今の、今も保管している人たちに対してどのような支援策を本来はとるべきではないのかなと。ましてや逆に、政府なり、東電なりに、この支援を何とかしろというふうな形で本来は議会としてはしなければならないのではないかなというふうには私は思っております。

そういった意味で質問したわけですが、もう一つは、試験焼却を、大場副管理者からすれば、今ある焼却炉で焼却するんだと、それで試験するんだということでしたが、今、大学とか研究機関いっぱいあります。そういったところで少量の稲わらとかそういったものを燃やした場合どうなるのか、それを依頼して実験してもらおうというのも一つの手ではあるのではないかなと。何も、ここで燃やすことが全てではない。要するに、大学とか研究室に頼んで、少量ですけれども、それを焼却してもらおう。そして、その結果どうなったのかということも必要ではないのかなというふうには思っておりまして、2項目、質問させていただきます。

よろしくお願いたします。

○議長（門間 忠君） 伊藤管理者。

○管理者（伊藤康志君） 八木議員から2点に絞っていただきました。

第1点目でございますが、ごみ焼却施設の廃熱利用策についてでございますが、組合では、平成27年9月に西地区熱回収施設等・施設整備基本計画を策定しております。この計画では、東日本大震災の教訓から、ごみ処理施設が滞ることなく運転できるようにごみ焼却熱を利用した発電を行う熱回収施設として整備する計画であります。この発電により熱回収施設内の電力

及び隣接する新リサイクルセンターで使用する電力を補い、余剰電力は売電するものとしております。また、熱交換器などからの温水を利用して冷暖房設備、給湯設備等を作動させるものとし、さらに余熱は施設外の利用も可能とする計画であります。

計画されております新リサイクルセンター管理棟2階は、地域住民の一時避難場所や集会施設として利用できるスペースを確保しており、熱回収施設からの電力も活用した地域還元施設として整備する予定でございます。西地区熱回収施設の詳細につきましては、今後具体化してまいります。地域の代表の方々との協議会から、西地区熱回収施設等（ごみ処理施設）周辺地域振興ビジョンが提言されておりますので、このビジョンの具体化に向けて、議員から御提案をいただいておりますことなども含めて、皆様と意見をいただきながら進めてまいりたいと思っております。

次に、放射能廃棄物焼却についてでございます。

議員からは一時保管をしている民地農家の方々の立場に立つことが第一義であろうと。私たちもそのことが第一義で約束、信義にもかかわることでもありますので、一日も早く、不安な状況から処理をしたいということで御提案申し上げさせていただいているところでございますので、早い時期にこの問題が解決することが保管していただいている方々、あるいはこの地域の復興を確実になし遂げていくためにも早い時期に解決をしてまいりたいと思っておりますので、御支援よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（門間 忠君） 八木吉夫議員。

○2番（八木吉夫君） 答弁いただきました。できれば原稿のない答弁をいただきたかったと思っております。

まず一つは、やはりごみ処理施設、リサイクルセンター、あそこはいろいろ考えてもお金になる施設なんですよ。売電でもお金になります。利用していただいて、逆に、私が言っているお風呂、プールでも、利用していただいてもお金になる。そして、余った熱は農業用ハウスにも暖房用として使える。そこでもお金ができます。当然、冷暖房、これはエアコンシステムの冷暖房も、これも利用できます。全て、無駄が一切ないんですよ。ですから、さらにそれを、付加価値を高めるために、私は、検討していただく中には、私は申し上げていなかったんですが、バイオボイラー、要するにチップボイラーですね。バイオボイラーから小水力発電、そういったものの再生可能エネルギーの集大成という形に置きかえてみてはいかがかなというふうに思っております。ましてや、今すぐの問題じゃない。さらに、極端な話、5年サイクルとか、そういったスパンでものを考えて、さあ、5年後にはどのようにするか。大崎の再生可能エネルギーの拠点地区になり得るといふ、そういったものも私は大崎広域の中で非常に大事ではないかなというふうに考えております。そういった点で、お考えを、前向きに進めるという御答弁をいただいたわけなんです。さらなるもっと強力な形での御答弁をいただきたいと思ひます。よろしくお願ひします。

○議長（門間 忠君） 大場副管理者。

○副管理者（大場敬嗣君） いつも八木議員には遠大なすばらしい計画構想を御助言いただきありがとうございます。

できることならば、施設整備の一環の中で熱カロリーの一定程度示されるのであれば、そういう構想も当然練り上げていたというふうに思っております。当初、エコタウン構想ということのを頭に描いておりましたので、それは何かというと、時間がないので、かいつまんで言いますけれども、焼却施設事業も含めて、そして、それを使うバイオマスも含めてなんですが、試験研究施設をそこで練り上げて、その試験研究施設を地域住民に還元しながら雇用の場を確保して、そこで生まれる生産物については収益としてその成果をみると、そういう構想も当然あります。ただ、これは一つの自治体、私どもの複合自治体としてはなし得るわざではございませんので、隣接する市町村との土地利用計画の中できちっと仕上げていかないと。奇しくも、大崎市にバイオマス構想とかエコタウン構想がありますので、そういう拡大した中に当広域の施設をどう活用するかといったほうが早道なのではないかという思いをいたしております。いずれにいたしましても、そういう絵そらごとではない思いをやっぱりきちっと計画の中に練り上げて対応していくことが肝要であろうというふうに思っております。御意見として拝聴しておきます。

○議長（門間 忠君） 八木吉夫議員。

○2番（八木吉夫君） ありがとうございます。

今の御答弁で、私は逆に、大崎市のほうに質問しなければならぬのかなと思ったんですが、一つは、考えていただきたいのは、大崎森林組合、今、間伐材を使ってチップを再造しております。そして、今利用しているのは田尻のさくらの湯のみなんです。今、大崎管内、大崎の森林組合の方々のやっぱり収益が足りなくて新しい機材も買えない。それよりも、今、言った形に進んでいただければ、大崎の森林組合も間伐材でチップ化することによって収益を得る。それが地域に還元できるという形になります。そういったことも踏まえてお酌み取りいただきたいなと思っております。

次に、3番目、放射能、可能のなる、8,000ベクレル以下の、やはり最初の答弁ありましたけれども、私はやっぱり所有者の方に、最終的にはお金、言葉は汚いですがけれども、6年半も自分の土地に嫌なものを置かせて、やっぱりただで置かせているような状況、私の知っている限りではただだと思っております。迷惑料というものは、はっきり言って、政府に私は要求して支払っていただくような、私はそういった形で要望を出すべきだというふうに思っておりますけれども、いかがでしょうか。

○議長（門間 忠君） ちょっと、広域行政事務組合では……。ちょっと、八木議員さん、その点については各行政で考えるべきだと思いますので、それぐらいにさせていただきたいと思えます。（「わかりました」の声あり）お考えはわかりました。（「終わります」の声あり）

次に進みます。

関 武徳議員。

○5番（関 武徳君） スケールの大きい質問の後に細かい質問で大変恐縮であります。

通告しております第1綱目が世界農業遺産であります。

この世界農業遺産、いよいよ、申請中にはありますけれども、今月末から審査員が当エリアに入ってきての現地調査に入られる段階だというふうに思っております。国内認定はなったものではありませんけれども、ぜひ、こういった機運、機会をぜひ地域振興の力にしっかりと向けていくべきだというふうな考え方で期待をしている一人であります。

そうした中で、28年度事業の成果表を見ましても、ふるさとづくり基金の果実事業として、大崎市においてはありますけれども、住民対象の勉強会や地域農業の重要性、認定の機運醸成に取り組んだという報告がなされている中であります。こうした中で、住民機運、実際に捉えてみますと、決してまだまだ高いとは言えない状況下にもあろうかというふうに思っております。

そこで、この認定、認証審査中にはありますけれども、この登録を生かす取り組みをぜひ広域組合としてもしっかりと捉えていくべきではないのかというふうな思いであります。1市4町での企画イベントでありますとか、先ほど来、いろいろと評価も出ておりますが、パレット大崎の全天周映像、そうしたことの中で、世界農業遺産の認識とさらなるこの地域の価値というふうなものを、まず住んでいる我々市民、町民、そうした住民レベルでもっとその認証を有効に生かす、そのことのきっかけにしていくべきだというふうな思いであります。広域組合として、どのような考え方に立っているのか、伺うものであります。

大綱2点目の広域施設建てかえ計画の進捗について通告しておりますが、これは全協等々の中で、あるいは前段の質問の中で理解いたしました。割愛させていただきます。

3番目に通告しておりました第1期障害児福祉計画におけるほなみ園の役割について伺うものであります。

障害児を育てる保護者の皆さんや御家族のその抱える心身の負担、あるいは経済的負担の大きさ、これは言うまでもなく大変大きなものがありまして、そうした状況からしますと、しっかりと行政支援が当然求められてくるのは必然のことです。特に保育所等での受け入れが進まない医療的ケア児について体制整備が強く求められているところでありますけれども、ほなみ園におきまして、この医療的ケア児の通所及び短期入所等々の受け入れ体制、受け入れに向けました体制整備、できないものなののでしょうか。こうした障害児、なかなか基本的には市町村単位でというふうなことにはなっておりますが、なかなか難しい面もあろうかと思えます。そういった面では、広域というふうな大きなくりの中でしっかりとした整備を整える。このことが必要だというふうに、合理的だというふうに思います。そういった面では、ぜひ、ほなみ園にその受け皿としての頑張りを期待したいというふうな思いでありますけれども、その部分での考え方、お聞かせ願います。

○議長（門間 忠君） 伊藤管理者。

○管理者（伊藤康志君） 2点御質問いただいた中の大綱1点目は、世界農業遺産認定に大崎広域

行政としての取り組みでございます。

議員から御紹介がありましたように、9月8日にFAOに大崎地域世界農業遺産推進協議会、ちょうどこの大崎広域行政と同じエリアでございますが、申請をして、議員からこれも御紹介がありましたように、今月末にはFAOの科学員、審査員の方々が現地調査にお入りをいただくということでございます。審査規定では、申請後12カ月以内に公表ということでございますので、早い時期に朗報が届くことを期待をさせていただいているところでございます。

組合といたしましては、これまで、同じエリアであります1市4町の広域単位で組織しております協議会に認定に向けた側面支援をいたしてまいりました。基金活用などでの助成金を支援をする形の後方支援を行ってまいりました。今後は、認定をいただければ、農資源を活用し産業振興や観光振興につなげることで持続的な農村社会の実現を目指すことを目標にされておりますので、議員からは広域行政の生涯学習センターパレットおおさきプラネタリウムの映像等々なども含めて、そういうセンター的な機能であったり、教育的な機能であったり、情報発信にという御提案もいただきました。非常にタイムリーな御提案だろうと思っておりますので、最大限連携をしてまいるようにしてまいりたいと思っております。

次に、第1期障害児福祉計画におけるほなみ園の役割についてでございますが、平成30年4月に障害者総合支援法及び児童福祉法の一部改正が施行されることにより、各市町で現在障害児福祉計画を策定しております。組合といたしましては、法改正の内容を踏まえ、組合を構成する1市4町とほなみ園からなる大崎地方1市4町福祉担当課長会議及び福祉担当者会議で協議を進めてまいりました。その会議では、議員からの質問の医療的ケア児童受け入れについての協議もなされており、医療的ケア児とその家族が求めているニーズに対してふさわしい施設、受け入れ可能な医療的ケアの範囲などについて話し合われております。要望として、ほなみ園での受け入れが求められておりますが、来月6日に予定されている大崎地方1市4町福祉担当課長会議の中で、調査研究に基づいた現状での取り組みについて中間報告を行ってまいります。組合といたしましては、引き続き構成市町と連携強化を図るとともに、安全な療育と安心して通うことのできる施設の運営ができるよう努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（門間 忠君） 青沼教育長。

○教育長（青沼拓夫君） 私からは、世界農業遺産認証を生かす広域行政の取り組みとしてパレットおおさきで可能な取り組みについてお答えをいたします。

パレットおおさきでは、現在、4月にリニューアルしたプラネタリウムの全天周デジタル映像を活用して、1市4町と情報の共有を行いながら四季折々の大崎の自然や風景などを積極的に紹介しております。今後、世界農業遺産についても地域住民に周知する方法といたしまして、プラネタリウムに来館される大崎圏域内外の皆様に映像を交えて紹介してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（門間 忠君） 関 武徳議員。

○5番（関 武徳君） 答弁いただきました。

世界農業遺産なんでありますけれども、その映像、確かに全天周のあの大きなスクリーンに映る迫力、私も圧倒されました。世界農業遺産というものは、確かにいろいろな生かし方はあるんだらうと思いますが、私は、子供たちが3割増しで入場がふえているというあの施設でありますから、ぜひ、次代を担う子供たちに自分たちが生まれ育ったこの大崎エリアがどれくらいの価値のものかというふうなものをしっかりとその脳裏に焼きつける、そのことの取り組みであってほしいと思っております。先ほど来のプラネタリウムの活用等を聞く中で、ちょっと意地の悪い受けとめ方をしますと、プラネタリウムというふうな新しくした機器を見てほしいというふうな、そのことで楽しんでほしいというふうな、そういったような思いも何かあるのかなというふうな思いだったのですが、要は、あの新しくなった機器の中で、殊に次世代を担う子供たちの心に、どのような大きなふるさと観と将来への目標をあの映像の中からどう生み出させるか、そこだというふうに思います。ぜひ来て、あそこで眺めて感動させるというふうなことではなくて、しっかりとあそこで大崎の将来を担う子供たちの心にしっかりと大きな気概を、夢を、あそこの中の映像の中から育ててほしい。その意味でのこの農業遺産、ぜひ、映像をいろいろと検討いただいて、それこそ大崎の何たるかをあのパノラマに映していただければというふうに思っております。

大崎市のことを言って恐縮ではありますが、鳴子ダムが土木遺産、あるいは伊達政宗450年生誕のこの年ではありますが、内川のかんがい遺産、それぞれに非常に自然価値を評価いただいた、あるいはそうした先人の技術を評価いただいた冠を頂戴しておりますけれども、ぜひ、1市4町の中にあるそうした宝をあの映像にして映し出して、子供たちを大きく育てるきっかけにしていきたい。そのことで、ぜひ世界農業遺産の認証のときをじっと待つようにしたいものだ。そのことの先導役割をぜひ広域組合が果たしていただいたらどうなのかと。単に事業補助というふうな果実成果、そのことの活用だけではなくて、主導的に取り組まれたらどうなのかというふうな思いをしますのでありますが、その辺はどうでしょうか。

○議長（門間 忠君） 高橋教育次長兼総務課長。

○教育次長兼総務課長（高橋幸志君） ただいまの質問にお答えいたします。

パレットおおさきでは、これまでも1市4町の住民を対象にした多くの事業を実施しております。構成市町の支援をいただきまして事業を実施しております。大崎管内の文化財や史跡、遺跡をめぐる歴史講座や身近な自然への関心を高める蕪栗沼や化女沼のマガンのねぐら入りや自然を散策する自然体験教室、野菜の種まきや管理、収穫を親子で実践する農業体験、食育体験等を実施しております。世界遺産につきましても、それを題材にした事業実施に伴う支援を可能と考えております。それらの記録した映像・画像等を展示して、プラネタリウムを通じて皆さんに紹介してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（門間 忠君） 関 武徳議員。

○5番（関 武徳君） ぜひ、期待申し上げます。

あわせて、これは認識として受けとめてもらっていいんですが、こういった世界遺産記念切手、郵政事業の中で出しているそうであります。発行部数も限定的なものではあるようですが、もし世界遺産登録なった折には、ぜひ、この大崎のそれぞれの1市4町の象徴的な一こまを記念切手としてなるように、そうした働きかけもぜひ広域の中で取り組まれると非常にありがたいのではないのかなというふうな思いをしますので、いろいろなきっかけがあろうかと思いますが、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、障害児、医療的ケア児なんでありますけれども、これは本当に親御さん方、大変な状況下の中で、今、子育て頑張っておられますし、子供の面倒を24時間休まない状況の中で頑張っております。そういった面で、ぜひ、受け入れの環境をしっかりと整えて、子供もしっかり育つ、親御さんたちも一つの気持ちに余裕を持ちながら、そうした子供たちと向き合せて育てられる。そうした環境をぜひとは思ひますが、なかなか親御さん方に言わせますと、それらの環境が現状では期待する形にはなっていないというふうな声が多く聞かれます。そういった面では、ぜひ、ほなみ園さんにそうした機能を充実する形で受けとめていただけるとありがたいんだというふうなことであります。大崎1市4町を見ますと、20名くらいの子供さん方がいらっしゃるようでありますけれども、そういった方々が仙台の医療圏まで、あるいはそういった施設利用というふうなことへの圏外に行つてするのではなくて、やはりしっかりと大崎圏の中で、そうした受け入れをいただける、そうした環境をぜひ整えていただくべきだというふうに思ひのであります。

もし、そうした部分で、今の現状の中で課題があるとするならば、どういうところに課題というふうなものを捉えておられるのか。資金的なものなのか。人的なものなのか。そういった医師等の、医療等の関係なのか。その辺の具体的な課題というふうなものを整理してあるのであれば、お聞かせいただけると、ここから先いろいろと取り組みに当たつて前へ進みやすいのかなというふうな思ひなのであります。その辺、施設運営をなさつて立つ場から、どのような見解に立つておられるのか、お聞かせください。

○議長（門間 忠君） ほなみ園佐々木園長。

○ほなみ園長（佐々木 孝君） ただいまのお尋ねでございます。ほなみ園といたしまして、今、管理者も先ほど御答弁申し上げたように、1市4町福祉担当課長及び担当者の合同会議並びに福祉担当者会議を随時開いて、今お尋ねの件については協議をしているところでございます。

ほなみ園については、議員さん御存じのように、療育というふうな形で、家族とともに歩みたいというふうな、そういった心で進めているところでございます。安全・安心というキーワードがございますけれども、建物が丈夫だとか、そういうことも含めてですが、ほなみ園として、ここに預けたら安心できる、この職員に預けたら安心できるというふうな、そういった形で保護者と一緒歩んでおります。そういったことを御理解していただきながら、御利用して

いただいているというふうなものがほなみ園でございますので、今後、各市町で立ち上げております策定委員会、それから自立支援協議会、そして、私どもで立ち上げております1市4町福祉担当者会議等々の会議等でいろいろ協議を進めながら、今後の方向性を探ってまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（門間 忠君） 関 武徳議員。

○5番（関 武徳君） ぜひ、協議、しっかりと期待を持って経過を見させていただきたいと思えます。ただ、ぜひ、資金が入り用でちょっと工面が大変だとか、あるいはマンパワーが足りないとか、あるいは医療との連携が薄いというふうな、そうした部分での理由として手を引かないように、ぜひそうした面であれば、多少の負担が発生しても、今のそうした障害児を抱える親御さん方、家族の現状からすれば、それは行政責任として、しっかりとその辺は、この負担を1市4町で担うというくらいの覚悟で前に進まない、これまでの状況は打開できないものだというふうに思っておりますので、ぜひ、そうした強い信念、理念を持って前に進んでいただくことを御期待申し上げて、質問を終わります。

○議長（門間 忠君） これで一般質問を終わります。

これをもって本議会に付議された案件の審議は全部終了いたしました。

よって、平成29年第4回大崎地域広域行政事務組合議会定例会を閉会といたします。

大変御苦労さまでございました。

閉 会

午後3時37分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成29年10月24日

議 長 門間 忠

署 名 議 員 今野 公勇

署 名 議 員 佐藤 善一